

安来市危険物規制審査基準

安来市消防本部

(令和2年4月1日 制定)

(令和4年4月1日 改訂)

目 次

	頁
第 1 章 総則	
第 1 趣旨	3
第 2 凡例	3 ～ 4
 第 2 章 危険物規制事務手続き基準	
第 1 節 趣旨	5
第 2 節 危険物規制	
第 1 危険物規制の概要	5
第 2 手続きの種類	6 ～ 1 3
第 3 危険物の範囲	1 3 ～ 1 5
第 4 危険物規制に係る適用除外事項	1 5 ～ 1 6
第 5 危険物施設の区分	1 6 ～ 1 9
第 6 危険物製造所等の最大貯蔵数量、 最大取扱数量の算定方法	1 9 ～ 2 0
第 7 製造所等ごとの申請区分	2 1 ～ 2 2
第 8 危険物配管の許可区分	2 2 ～ 2 7
第 9 タンク容量計算等	2 7 ～ 3 1
 第 3 節 設置又は変更許可の申請等	
第 1 設置又は変更許可の申請の対象、範囲	3 2 ～ 3 3
第 2 設置又は変更許可の申請及び添付書類	3 3 ～ 6 1
第 3 基準の特例	6 2
第 4 軽微な変更工事	6 2 ～ 7 8
第 5 仮使用承認の申請	7 9 ～ 8 4
第 6 消防用設備等の着工の届出	8 4
第 7 中間検査	8 4 ～ 8 7
第 8 完成検査前検査の申請	8 7 ～ 9 2
第 9 市外設置のタンクの水張又は水圧検査	9 2 ～ 9 3
資料 屋外タンクに係る完成検査前検査について	9 4
第 1 0 完成検査の申請	9 5 ～ 9 7
第 1 1 完成検査済証、許可証等の再交付申請	9 7
第 1 2 手数料	9 7 ～ 9 9
第 1 3 仮貯蔵・仮取扱いの承認	9 9 ～ 1 0 3
第 1 4 保安検査の申請	1 0 4
第 1 5 保安検査の時期変更の承認申請	1 0 5 ～ 1 0 6
第 1 6 保安検査の時期延長の申請	1 0 6 ～ 1 0 8
第 1 7 定期点検	1 0 8 ～ 1 1 2
第 1 8 内部点検の期間延長の申請	1 1 3
第 1 9 内部点検の時期延長の届出	1 1 3 ～ 1 1 4
第 2 0 休止中の地下貯蔵タンク、二重殻タンクの外殻 及び地下埋設配管の漏れの点検期間延長の申請	1 1 4 ～ 1 1 5

第21	譲渡又は引渡の届出	115
第22	品名、数量又は指定数量の倍数変更の届出	115～116
第23	廃止の届出	116～117
第24	移送の経路等の通知	117～119
第25	危険物保安統括管理者の選任・解任の届出	119
第26	危険物保安監督者の選任・解任の届出	119～120
第27	予防規程の制定・変更の認可申請	120～127
第28	製造所等の設置者等変更の届出	127
第29	火気使用工事の届出	127
第30	休止、再開の届出	127
第31	災害発生の届出	127～128
第32	作業従事者の届出	128

第3章 製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準

第1節 総則

第1	趣旨	129
第2	共通基準	129～164

第2節 製造所に係る技術上の基準

第1	製造所及び一般取扱所	165～178
----	------------	---------

第3節 貯蔵所に係る技術上の基準

第1	屋内貯蔵所	179～183
第2	屋外タンク貯蔵所	183～203
第3	屋内タンク貯蔵所	203
第4	地下タンク貯蔵所	204～219
第5	簡易タンク貯蔵所	219～220
第6	移動タンク貯蔵所	220～226
第7	屋外貯蔵所	226～228

第4節 取扱所に係る技術上の基準

第1	給油取扱所	229～268
第2	販売取扱所	268～269
第3	移送取扱所	269～278

第5節 消火設備、警報設備及び避難設備の基準

第1	消火設備	279～287
第2	警報設備	287～289
第3	避難設備	289

第1章 総則

第1 趣旨

行政庁の処分、行政指導及び届出に関する手続に関し共通する事項を定めることによつて、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もつて国民の権利利益の保護に資することを目的とした行政手続法が、平成5年11月12日に公布され、平成6年10月1日から施行された。

この行政手続法の目的主旨に則り、消防法に規定する危険物に係る許認可事務において、申請等が許認可等の要件に適合しているか判断するための具体的な基準（審査基準）及び申請から処分までに要する標準的な期間（標準処理期間）を定め公表するものとする。

第2 凡例

1 法令名等の略称

- (1) 消防法（昭和23年法律第186号）は、以下「法」という。
- (2) 消防法施行令（昭和36年政令第37号）は、以下「施行令」という。
- (3) 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）は、以下「施行規則」という。
- (4) 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）は、以下「危令」という。
- (5) 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）は、以下「危則」という。
- (6) 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）は、以下「危告示」という。
- (7) 安来市火災予防条例（平成16年安来市条例第226号）は、以下「条例」という。
- (8) 安来市危険物の規制に関する施行規則（平成16年安来市規則第170号）は、以下「市規則」という。
- (9) 建築基準法（昭和25年法律第201号）は、以下「建基法」という。
- (10) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）は、以下「建基令」という。
- (11) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）は、以下「高保法」という。
- (12) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）は、以下「労安法」という。
- (13) 日本産業規格は、以下「JIS」という。
- (14) 危険物技術保安協会は、以下「KHK」という。
- (15) 製造所、貯蔵所及び取扱所は、以下「製造所等」という。

2 行政指導部分

この基準には、行政指導及び運用解釈に該当するものも含まれており、当該部分には、注意書き（◆）を付した。

3 SI単位について (H11. 9. 24消防危第86号通知)

SI単位については、計量法（平成4年法律第51号）の改正により、H11. 10. 1から施行されているが、施行日前に発せられた通知については、下記の表に従い、SI単位に読み替えるものとする。その他JISに規定する材質等の読み替え等については、H11. 9. 24消防危第86号による。

	従来単位	SI単位	換算
力	kgf	N	1kgf=10N
モーメント	kgf・m	N・m	1kgf・m=10N・m
圧力	mmAq kgf/cm ²	Pa	1mmAq =0. 01kPa 1kgf/cm ² =0. 1MPa
応用	kgf/cm ²	N/mm ²	1kgf/cm ² =0. 1 N/mm ²
熱量	cal	J	1cal =4. 2J
時間	sec	S	読み替えのみ

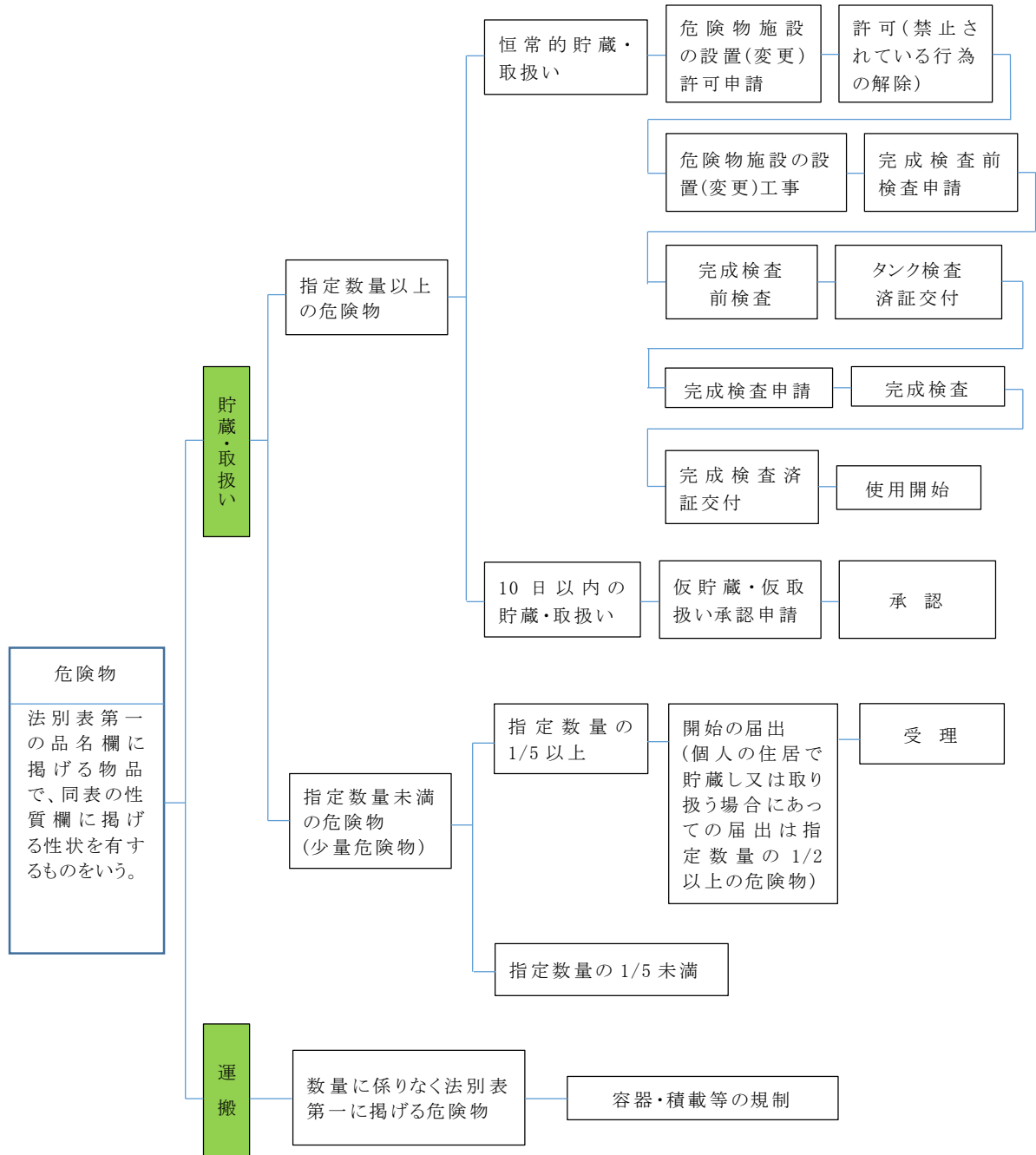
第2章 危険物規制事務手続き基準

第1節 趣旨

この章は、法第3章、危令、危則及び危告示、並びに市規則の規定に基づく危険物規制のうち、市長又は消防長に対する申請及び届出等の手続に関して必要な事項を定めるものとする。

第2節 危険物規制

第1 危険物規制の概要



第2 手続きの種類

1 各申請手続き

手続き	項目	内容	根拠条項	
許可	設置	製造所等を設置する場合	法第11条第1項	
	変更	製造所等の位置、構造又は設備を変更する場合		
承認	仮貯蔵 仮取扱い	指定数量以上の危険物を10日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合	法第10条第1項ただし書	
	仮使用	変更工事に係る部分以外の部分の全部又は一部を仮に使用する場合	法第11条第5項ただし書	
検査	完成検査前	タンク本体	液体危険物タンクについて水圧又は水張検査を受けようとする場合	法第11条の2第1項
		基礎・地盤 溶接部	特定屋外タンク貯蔵所において基礎・地盤調査又は溶接部の検査を受けようとする場合	
	完成		設置又は変更の許可を受けた製造所等が完成した場合	法第11条第5項
	保安	定期	10,000k1以上の特定屋外タンク貯蔵所、特定移送取扱所にあつて保安検査を受けようとする場合	法第14条の3第1項
		臨時	特定屋外タンク貯蔵所又は特定移送取扱所にあつて、不等沈下等の事由が発生して保安検査を受けようとする場合	法第14条の3第2項
認可	作成又は変更	法令に指定された製造所等において、予防規程を作成又は変更する場合	法第14条の2第1項	
再交付	完成検査済証	完成検査済証を亡失し、滅失し、汚損し又は破損した場合	危令第8条第4項	
	許可書等	製造所等に係る許可書、タンク検査済証を亡失し、滅失し、汚損し又は破損した場合	市危則第15条	
(準)特定屋外タンク貯蔵所の休止確認		(準)特定屋外タンク貯蔵所又は浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所において休止の確認を受けようとする場合	改正危則 (H21.10.16 総務省令第98号) 附則第3条第2項、第7項	
浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の休止確認		浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所において休止の確認を受けようとする場合	改正危則 (H23.12.21 総務省令第165号) 附則第9条第2項	
地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長		休止により漏れの点検期間を延長する場合	危則第62条の5の2第2項ただし書	

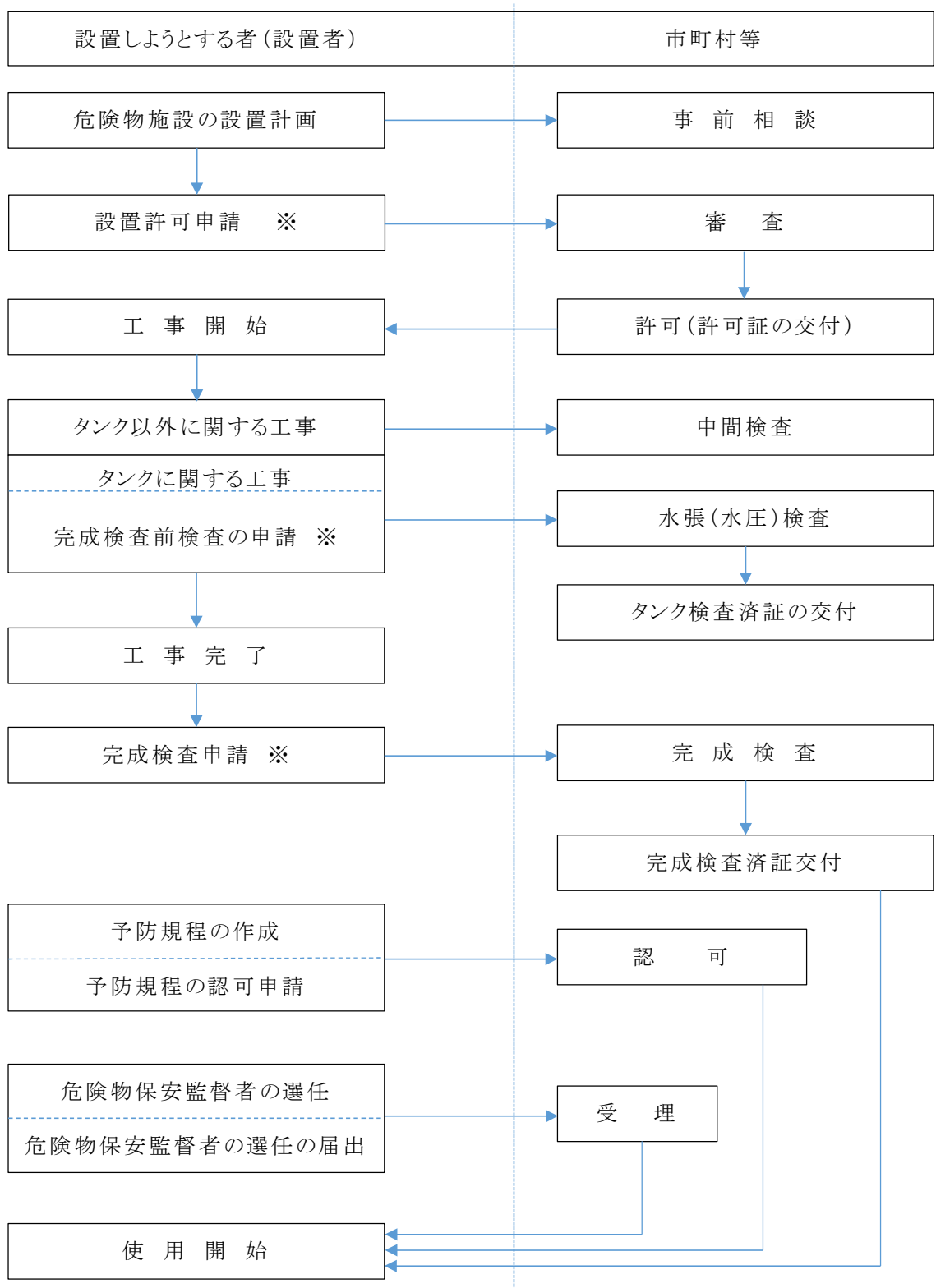
項目	内容	根拠条項
地下埋設配管の漏れの点検期間延長	休止により漏れの点検期間を延長する場合	危則第62条の5の3第2項ただし書
特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長	タンクの腐食防止等の状況が一定の要件に適合する場合	危令第8条の4第2項第1号イ
	危険物の貯蔵管理等の状況が一定の要件に適合する場合	
	タンクの腐食量（底部の板が腐食により減少した値をいう。）に係る管理等の状況が一定の要件に適合する場合	
	連続板厚測定方法を用い、一定の要件に適合する場合（コーティング有）	危令第8条の4第2項第1号ロ
	連続板厚測定方法を用い、一定の要件に適合する場合（コーティング無）	
保安検査時期変更承認	災害その他規則で定める事由により、保安に関する検査を行うことが適当でないと認められる場合	危令第8条の4第2項ただし書
内部点検の時間延長	休止により内部点検の期間を延長する場合	危則第62条の5第3項
特例規定の適用	製造所等の位置、構造及び設備の基準の特例を受けようとする場合	危令第23条市規則第5条

2 各種届出手続き

届出項目	内 容	根拠条項
製造所等の譲渡又は引渡	製造所等の譲渡又は引渡があった場合	法第11条第6項
品名、数量又は指定数量の倍数の変更	製造所等の位置、構造又は設備を変更しないで、貯蔵又は取り扱う危険物の品名、数量又は指定数量の倍数を変更しようとする場合	法第11条の4第1項
製造所等の廃止	製造所等の用途を廃止した場合	法第12条の6
移送の経路等の通知	アルキルアルミニウム、アルキルリチウムその他の危則で定める危険物を移送する場合	危令第30条の2第1項第5号
危険物保安監督統括管理者の選任又は解任	危令第30条の3に定める指定施設において取り扱う第4類の危険物について、指定数量の3,000倍以上（移送取扱所にあつては指定数量以上）となる事業所で、危険物保安統括管理者を選任又は解任する場合	法第12条の7第2項
危険物保安監督者の選任又は解任	特定の製造所等の所有者、管理者又は占有者が危険物保安監督者を選任又は解任する場合	法第13条第1項、第2項
実務経験証明	危険物保安監督者選任の届出書に添付する危険物取扱いの実務経験を証する場合	
内部点検の期間延長（2年以内の延長）	特定屋外タンクについて期間内に内部点検を行うことが困難な場合	危則第62条の5第1項ただし書
特定屋外タンク貯蔵所新基準適合	特定屋外タンク貯蔵所の旧法タンクの構造及び設備が、改正危令の施行（H7.1.1）後において新基準に適合することとなった場合	改正危令（H6.7.1政令第214号）附則第2項第2号
第1段階基準適合	特定屋外タンク貯蔵所の旧法タンクの構造及び設備が、改正危令の施行（H7.1.1）後において第1段階基準に適合することとなった場合	改正危令（H6.7.1政令第214号）附則第2項第3号
特定屋外タンク貯蔵所の内部点検時期延長	タンクの腐食防止等の状況が一定の要件に適合する場合	危則第62条の5第1項
	危険物の貯蔵管理等の状況が一定の要件に適合する場合	
（準）特定屋外タンク貯蔵所の再開	改正危則（H21.10.16総務省令第98号）附則第3条第2項、第7項により休止している（準）特定屋外タンク貯蔵所の再開する場合	改正危則（H21.10.16総務省令第98号）附則第3条第4項

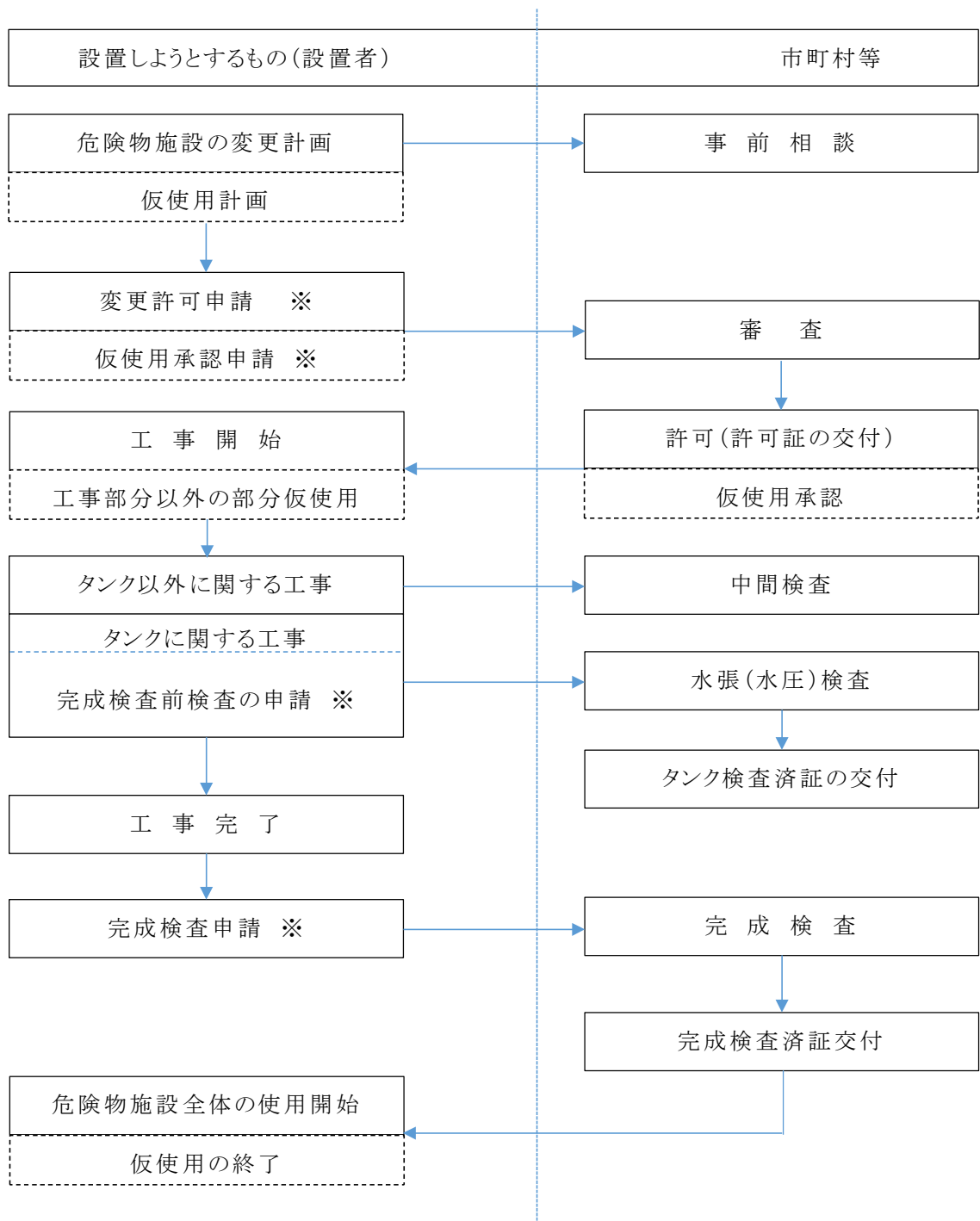
届出項目	内 容	根拠条項
(準)特定屋外タンク貯蔵所の休止確認に係る変更	改正危則（H21.10.16総務省令第98号）附則第3条第2項、第7項により申請している内容を変更する場合	改正危則（H21.10.16総務省令第98号）附則第3条第5項
浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の再開	改正危則（H23.12.21総務省令第165号）附則第9条第2項により休止している浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の再開する場合	改正危則（H23.12.21総務省令第165号）附則第9条第4項
浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の休止確認に係る変更	改正危則（H23.12.21総務省令第165号）附則第9条第2項により申請している内容を変更する場合	改正危則（H23.12.21総務省令第165号）附則第9条第5項
製造所等の設置又は変更の取り下げ	製造所等の設置又は変更を申請し許可を受けた場合において、当該設置又は変更の許可を取り下げる場合	市規則第15条第1項
製造所等の休止、再開	製造所等の使用を3ヶ月以上にわたって休止する場合又は休止している製造所等を再開する場合	市規則第16条第1号、第2号
製造所等の変更	次に掲げる事項を変更する場合 （1）給油取扱所の予防規程に定める、保安の役割分担の変更 （2）設置者等の氏名若しくは名称又は製造所等の所在する場所の地名番地 （3）位置、構造又は設備の軽微な変更	市規則第11条第2項 市規則第16条第3号、第4号
製造所等における軽微な変更工事の火気作業	製造所等における軽微な変更のうち、溶接、溶断等火花を発生する器具等を使用する場合	市規則第16条第5号
製造所等の災害発生	製造所等において火災、爆発その他の災害が発生した場合及び危険物の流出、漏えい等の事故又は製造所等の設備に事故が発生した場合	市規則第16条第6号
危険物施設の作業従事者	危険物施設の危険物作業従事者を定めたとき	市規則第16条第7号

3 計画から使用開始まで（特定屋外タンク貯蔵所を除く）



注1 ※印の手続きは、申請手数料が必要である。（安来市消防手数料条例（平成16年安来市条例第65号））

4 変更から使用開始まで（特定屋外タンク貯蔵所を除く）



注1 ※印の手続きは、申請手数料が必要である。(安来市消防手数料条例(平成16年安来市条例第65号))

注2 増設による大規模な変更、危険物の貯蔵又は取扱い品名・数量倍数等の変更がある場合、予防規程の変更認可申請又は危険物保安監督者の選任・解任届等が必要となる場合がある。

安来市消防手数料条例（平成16年安来市条例第65号）

	仮貯蔵・仮取扱承認	5,400					
	仮使用承認	5,400					
製造所等の設置許可・変更許可・完成検査	製造所等の別	区 分	許 可		完成検査		
			設置	変更	設置	変更	
	製造所		10倍以下	39,000	19,500	19,500	9,750
			10倍超 ～ 50倍以下	52,000	26,000	26,000	13,000
			50倍超 ～ 100倍以下	66,000	33,000	33,000	16,500
			100倍超 ～ 200倍以下	77,000	38,500	38,500	19,250
			200倍超	92,000	46,000	46,000	23,000
	屋内貯蔵所		10倍以下	20,000	10,000	10,000	5,000
			10倍超 ～ 50倍以下	26,000	13,000	13,000	6,500
			50倍超 ～ 100倍以下	39,000	19,500	19,500	9,750
			100倍超 ～ 200倍以下	52,000	26,000	26,000	13,000
			200倍超	66,000	33,000	33,000	16,500
	屋外タンク貯蔵所 （特定及び準特定屋外貯蔵タンクを除く。）		100倍以下	20,000	10,000	10,000	5,000
			100倍超 ～ 10000倍以下	26,000	13,000	13,000	6,500
			10000倍超 ～	39,000	19,500	19,500	9,750
	屋内タンク貯蔵所		26,000	13,000	13,000	6,500	
	地下タンク貯蔵所		100倍以下	26,000	13,000	13,000	6,500
			100倍超	39,000	19,500	19,500	9,750
	簡易タンク貯蔵所		13,000	6,500	6,500	3,250	
	移動タンク貯蔵所	下記以外	26,000	13,000	13,000	6,500	
		積載車・給油タンク車	39,000	19,500	19,500	9,750	
	屋外貯蔵所		13,000	6,500	6,500	3,250	
	給油取扱所	下記以外	52,000	26,000	26,000	13,000	
		屋内給油取扱所	66,000	33,000	33,000	16,500	
	第1種販売取扱所		26,000	13,000	13,000	6,500	
	第2種販売取扱所		33,000	16,500	16,500	8,250	
	移送取扱所	下記以外	21,000	10,500	10,500	5,250	
特定移送取扱所（7～15km）		87,000	43,500	43,500	21,750		
特定移送取扱所（+15kmごとに）		+22,000	+11,000	+11,000	+5,500		
一般取扱所		10倍以下	39,000	19,500	19,500	9,750	
		10倍超 ～ 50倍以下	52,000	26,000	26,000	13,000	
		50倍超 ～ 100倍以下	66,000	33,000	33,000	16,500	
		100倍超 ～ 200倍以下	77,000	38,500	38,500	19,250	
		200倍超	92,000	46,000	46,000	23,000	
完成検査前検査	水張検査	10,000ℓ以下	6,000				
		10,000ℓ超 ～ 1,000,000ℓ以下	11,000				
		1,000,000ℓ超 ～ 2,000,000ℓ以下	15,000				
		2,000,000ℓ超（10万ℓごとに）	+4,400				
	水圧検査 （ガス加圧）	600ℓ以下	6,000				
600ℓ超 ～ 10,000ℓ以下		11,000					
10,000ℓ超 ～ 20,000ℓ以下		15,000					
20,000ℓ超（1万ℓごとに）		+4,400					

※特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根式タンクを含む。）及び準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置又は変更許可申請並びに特定屋外貯蔵タンクの基礎・地盤検査、溶接部検査及び岩盤タンク検査の完成検査前検査申請並びに特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクを含む。）及び移送取扱所の保安検査に係る安来市消防手数料は記載していないため、必要に応じ別途確認すること。

5 申請に係る標準処理期間

申請に基づき許認可等を行うために要する事務処理期間は、申請に係る施設の規模、申請内容等により、必ずしも一定ではないが、標準処理期間として概ね下表に示す通りとする。

申請区分	標準処理期間 (日)	期間起算日	期間終了日
仮貯蔵・仮取扱い申請	7日	申請日の翌日	承認証交付日又は不承認通知書交付日
設置許可申請	14日	申請日の翌日	許可証交付日又は不許可通知書交付日
変更許可申請	7日	申請日の翌日	許可証交付日又は不許可通知書交付日
仮使用承認申請	7日	申請日の翌日	承認証交付日又は不承認通知書交付日
完成検査前検査申請	5日	検査完了日	タンク検査済証又は不合格通知書交付日
完成検査申請	5日	検査完了日	完成検査済証又は不合格通知書交付日
予防規程認可申請	5日	申請日の翌日	認可押印日又は不認可通知書交付日
保安検査申請	10日	検査完了日	保安検査済証又は通知書交付日
保安検査時期変更承認申請	10日	申請日の翌日	承認証交付日又は不承認通知書交付日
完成検査済証再交付申請	5日	申請日の翌日	検査済証再交付日
設置許可等再交付申請	5日	申請日の翌日	許可証等再交付日

備考

- 標準処理期間の算定日数には、次の日及び期間を含まない。
 - 土日、祝日及び年末年始等の閉庁日
 - KHKへ委託審査等を行う申請等については、その審査委託期間（委託書類等の送付日から審査結果等の到着日まで）
 - 申請者又は申請代理人による書類の補正に要する期間
- 申請日とは、申請等を受領した日（受付印に記された受付日）をいう。
- 交付日とは、許認可証等については、許認可年月日を示し、検査済証、通知書については、証書が申請者に交付できる状態になった日を示す。
- 不許可等により、許可証等が交付できないときは、通知書を交付する。

第3 危険物の範囲

（危険物及び危険物の指定数量）

- 危険物であるか否かは、その物品が法別表第一に掲げられている品名に該当するかどうか、また、該当する場合は、その物品が法別表第一に掲げられている性状をもっているかどうか、更に、性状がわからない場合には、その物品が危険物としての性状を有するかどうかの確認をするための危令で定められた試験を行い、その物品が一定以上の性状を示すかどうかにより決定される。
- 危険物の判定については、「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」

(H1. 7. 4. 消防危第64号、H1. 12. 21消防危第114号、H2. 3. 31消防危第57号、H2. 10. 31消防危第105号及びH14. 2. 26消防危第29号の各質疑) によること。

なお、主な内容を以下に示す。

- (1) 法別表の備考において品目指定されているガソリン、灯油、軽油及び重油とは、次のものをいう。JIS K 2201「工業ガソリン」(4号(ミネラルスピリット)及び5号(クリーニングソルベント)を除く。)及びJIS K 2202「自動車ガソリン」、JIS K 2203「灯油」、JIS K 2204「軽油」並びにJIS K 2205「重油」に適合するものをいうものであり、これらの物品のうち、液体(重油にあっては、1気圧、摂氏20度において液状であるもの)であり、かつ、引火性を示す(引火点を有する)ものをいう。
- (2) 金属とは、長周期律表の、水素を除くⅠ族、Ⅱ族、Ⅲ族、炭素を除くⅣ族、窒素及びりんを除くⅤ族、酸素及び硫黄を除くⅥ族、ハロゲン元素を除くⅦ族並びにⅧ族に属する単体及び合金をいう。
- (3) 第二類の危険物のうち、硫化りん、赤りん、硫黄及び鉄粉については、試験のいかんにかかわらず、第二類の危険物とされるものであること。ただし、鉄粉については粒度等を勘案する必要がある。
- (4) 第三類の危険物のうち、カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄りんについては、試験のいかんにかかわらず、第三類の危険物とされるものである。
- (5) 危令第1条の5第6項中「発生するガスが可燃性の成分を含有すること」の規定は、可燃性の成分の含有率は問わない。
- (6) 常温において、一の容器から他の容器へ容易に移し替えることができる程度の流動性を有する物品は、液状であると判断して差し支えない。
- (7) 引火点が摂氏100度以上の物品の水溶液の引火点をクリーブランド開放式引火点測定器により測定すると、水が沸騰し、気化した後、引火する場合には、当該水溶液は引火点がないものと解する。
- (8) 危令別表第3備考第10号に規定する水溶性液体の定義の中で「均一な外観」とは、純水と穏やかにかき混ぜた場合に、流動がおさまった後、純水と物品が二つの層に分離して存しないこと、混合液の色が均一であること等を目視により確認できるものであり、数時間で二つの層に分離するような物品は、同号に規定する「水溶性液体」に該当しないものである。
- (9) 界面活性剤を含有する物品を、1気圧、温度摂氏20度で同容量の純水と緩やかにかき混ぜたとき、流動がおさまった後も混合液が懸濁液(コロイド溶液)となる場合であっても、当該物品が危令別表第3備考第10号に規定する水溶性液体に該当する。
- (10) 水と混合すると、加水分解して溶解し、更に放置すると縮合しゲル化して沈でんする物品のように、水と反応する物品は危政令別表第3備考第10号に規定する水溶性液体に該当しない。
- (11) 危令第9条第1項第12号の「水に溶けないもの」とは、温度摂氏20度の水100gに溶解する量が1g未満であるものをいい、危令別表第3備考第9号に規定する「非水溶性液体」とは異なるものである。
- (12) 危則第1条の3第4項第1号又は第2号に該当し「アルコール類」から除外される物品が「石油類」に属さない。
- (13) 危則第1条の3第4項、第5項及び第6項の可燃性液体量について、成分組成が明らかな物品については測定を行う必要はない。
- (14) 動植物油を電気ヒーター、スチーム等により保温して貯蔵保管している場合、保温している温度が摂氏40度未満の場合は、危則第1条の3第7項

第1号に規定する「常温で貯蔵保管されている」場合に該当するものとし、危則第20条第1項第21号に規定する大気弁付通気管を設けたタンクで貯蔵保管されている動植物油も、危則第1条の3第7項第1号に規定する「加圧しないで貯蔵保管されているもの」に該当する。

(15) 確認試験は、当該物品を貯蔵し、若しくは取り扱い、又は運搬しようとする者が実施するものであり、消防機関にその義務はなく、危険物の性状確認は、従来と同様に資料提出により確認するものである。

(16) 文献値が、危政令及び試験省令（危険物の試験及び性状に関する省令（H1.2.17自治省令第1号））に規定する試験と同一の試験方法により測定されたものである場合には、文献値をもって確認試験の結果とすることができるものである。

(17) 除菌用ウェットティッシュなどの第4類アルコール類が染み込んだ紙であって通常の状態（常温、常圧）において第4類アルコール類が紙からにじみ出ない場合、当該第4類アルコール類が染み込んだ紙は非危険物類として取り扱って差し支えない。（H22.12.28 消防危第297号通知）

3 データベースに関しては、次の通知を参照すること。

(1) 危険物データベースの運用について（H1.11.20消防危第107号通知）

(2) 危険物データベースの運用の変更について（H5.3.25消防危第22号通知）

4 複数性状物品の属する類、品名は次のように定められている。

物品が示す複数の性状	該当する類、品名
第1類（酸化性固体）及び第2類（可燃性固体）の危険物の性状を有するもの	第2類第8号の品名に該当する危険物
第1類（酸化性固体）及び第5類（自己反応物質）の危険物の性状を有するもの	第5類第11号の品名に該当する危険物
第4類（引火性液体）及び第5類（自己反応物質）の危険物の性状を有するもの	
第2類（可燃性固体）及び第3類（自然発火性物質及び禁水性物質）の危険物の性状を有するもの	第3類第12号の品名に該当する危険物
第3類（自然発火性物質及び禁水性物質）及び第4類（引火性液体）の危険物の性状を有するもの	

第4 危険物規制に係る適用除外事項

（適用除外）

1 航空機、船舶、鉄道又は軌道による危険物の貯蔵、取扱い又は運搬は、法第3章の規定が適用されず、航空法、船舶安全法、鉄道営業法又は軌道法により規制されている。ただし、外部の施設から給油等を行う場合についてまで適用を除外されるものではない。

2 発電所、変電所等の取扱い（S40.9.10 自消丙予発第148号）

発電所、変電所、開閉所その他これらに準ずる場所に設置される危険物を収納している機器類のうち、変圧器、リアクトル、電圧調整器、油入開閉器、遮断器、油入コンデンサー及び油入ケーブル並びにこれらの附属設備（以下「変圧器等」という。）で機器の冷却若しくは絶縁のための油類を内蔵して使用するものについては、危険物関係法令の規制の対象としないことができる。

ただし、使用していない変圧器等に油類を内蔵している場合は、危険物関係法令の規制の対象とする。（◆）

また、危険物関係法令の規制の対象としない変圧器等について、指定数量以上の油類の入れ替え等を行う場合は、仮取扱いとする。（◆）

3 内部にナトリウムを封入した自動車用エンジンバルブについては、貯蔵及び取扱について危険物規制の対象としないが、運搬に関する基準は適用される。

なお、当該バルブにナトリウムを封入する工程は、危険物の取扱いに該当するし危険物関係法令の規制の対象とする。(H31.4.19消防危第81号質疑)

第5 危険物施設の区分

(製造所の区分)

1 製造所とは、危険物を製造する目的で1日に指定数量以上の危険物を取り扱うため、法第11条第1項により許可を受けた場所をいい、当該場所にある危険物を取り扱う建築物、その他の工作物及び空地並びにこれらに附属する設備の一体をいう。(S34.10.10国消甲予発第17号通知)

2 製造所とは、危険物又は非危険物の原料を使用して、蒸留、精留、分留、吸収、抽出、分解、反応、中和、熟成等の化学変化又は混合、攪拌、分離、調合、添加、溶解、希釈等物理変化を行い、製造される最終製品が危険物である施設をいう。なお、希釈や混合、濃縮等の単純な加工(化学的变化を伴わないもの。)を目的とするものは製造所に該当せず、一般取扱所として取り扱うこと。

この他、次によるものとする。

(1) 製造所において、当該施設の設備を用いて、危険物に該当しない物品の製造は、次のアからエの要件を満たす場合認められる。(H24.8.28 消防危第199号質疑)

ア 当該物品は、当該物品が触れる可能性のある設備の材質に悪影響を与えないものであること。

イ 当該物品は、当該製造所で取り扱う危険物と有毒ガスの発生や火災性状の変化等悪影響のある反応を起こさないものであること。

ウ 当該物品は、当該製造所に設置されている消火設備で有効に消火できるものであること。

エ 当該物品は、消防活動等に支障を与えないものであること。

(2) 製造所における危険物の充てん等(H24.8.28 消防危第199号質疑)

製造所において当該施設の設備の運転に必要な範囲での危険物の詰め替え又は充てん(廃油の処理等)を行うことについて、防火上支障のない場合には、製造に伴う取扱いとして扱う。

3 規制の範囲

(1) 1棟の建築物の中で危険物の製造工程が完結している場合は、原則としてその棟全体を一の製造所として規制すること。

なお、1棟の中に二以上の製造工程が完結している場合又は製造工程と一般取扱所に係る工程が混在する場合であっても、一の製造所として規制するものであること。

(2) 製造工程が2棟以上の建築物にわたる場合は、原則として、その棟ごとに一の製造所として規制すること。ただし、同一敷地内で製造工程上不可分のつながりがあり、かつ、いずれの棟においても危険物の貯蔵、取扱いがある場合は、一の製造所として規制することができる。

(3) 建築物のない製造施設にあつては、一の製造工程をもって、一の製造所として規制すること。

(4) 製造所から排出される可燃性ガス又は微粉等を除去する公害防止設備等は、製造所の附属設備として規制すること。ただし、当該設備が製造所の保有空地外に設置され、火災予防上支障ない位置に設置する設備にあつては独立した設備として取り扱うことができる。(S59.6.8消防危第54号質疑)

- (5) 製造した危険物をドラム缶容器等へ詰め替える一連の工程を一の製造所として規制することができる。なお、危険物を収納した容器は詰替え後速やかに貯蔵所等に運搬すること。(R2.3.16消防危第67号通知)

(貯蔵所の区分)

- 4 貯蔵所とは、指定数量以上の危険物を貯蔵する目的で、法第11条第1項により許可を受けた場所をいい、当該場所にある危険物を貯蔵する建築物、その他の工作物及び空地並びにこれらに附属する設備の一体をいう。(S34.10.10国消甲予発第17号通知)
- 5 貯蔵所とは、危険物をタンクの内部で貯蔵する施設、若しくは容器等に収納されている危険物を屋内又は屋外で貯蔵する施設をいい、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所、簡易タンク貯蔵所、移動タンク貯蔵所又は屋外貯蔵所に区分される。この場合において、当該タンクに危険物を受け入れる行為は、当該タンクの貯蔵に伴う取扱いとする。また、容器に収納されている危険物を他の容器等に移し替える行為は、指定数量未満に限り、当該貯蔵に伴う取扱いとする。
- 6 規制の範囲

危険物の貯蔵に直接向けられた一群の施設が一の貯蔵所であり、具体的には、屋内貯蔵所は1棟の建築物ごと、屋外貯蔵所は一体性を有する一群、屋内タンク貯蔵所の場合はタンク専用室ごとに、地下タンク貯蔵所は隣接し一体性を有する一群の地下タンクが、また、屋外タンク貯蔵所はタンク1基ごとにそれぞれ一の貯蔵所となる。よって、屋内タンク貯蔵所及び地下タンク貯蔵所においては、個々のタンク容量が指定数量未満であっても、タンク専用室ごと又は一群の地下タンクごとの容量総計が指定数量以上となる場合は、貯蔵所として規制される。

(1) 屋内貯蔵所

ア 危険物製造所等において製造された危険物(塗料等)を、屋外に荷役用上屋を設けて危険物運搬用トラックに積み込むために一時的に貯蔵する施設を設置することは認められない。なお、この場合、業務の形態から判断して貯蔵所として規制される。(S56.4.28消防危第52号質疑)

イ 岸壁に接して繋留された、台船内部に塗料倉庫を設けることについては、法第3章の規定の適用は受けるが、法第10条第4項に規定する位置、構造及び設備の基準に適合するものとならないので、その設置を認めることはできない。(S51.7.12消防危第23-19号質疑)

(2) 屋外タンク貯蔵所

ア 指定数量未満のタンクを3基連結して給油を行う場合において、タンクの容量の合計が指定数量以上になる場合であっても、貯蔵を主な目的とし、一日の取扱量が指定数量未満のときは、貯蔵に伴う取扱いとして火災予防条例による少量危険物貯蔵所とする(S55.6.3消防危第73号質疑)

(3) 簡易タンク貯蔵所

ア 危令第14条第9号により同令第17条第1項第10号の設備を設けた簡易タンクで、自動車等の給油設備(自家用のもの)に使用されるものは、一般的には給油取扱所と解すべきであるが、給油の機会が少なく、1日の給油量が指定数量未満のものについては、簡易タンク貯蔵所として取り扱うべきである。(S37.4.6自消丙予発第44号質疑)

(4) 移動タンク貯蔵所

ア 道路運送車両法上の検査を要さない構内専用の移動タンク貯蔵所も設置許可を必要とする。(S55.2.21消防危第24号質疑)

イ 第3種空港におけるレフューラ間の積荷の移し替えについては認められ

ない。(S52.3.25消防危第46号質疑)

(5) 屋外貯蔵所

ア 第1石油類、第2石油類及び第3石油類を収納した18L缶を5,000から10,000個コンテナに混載して運搬しているが、危険物を収納したコンテナを自動車に積載されるまでの間、屋外に放置されている。この場合、コンテナを臨時的に屋外に置く場合は、法第10条第1項のただし書きの規定による仮貯蔵又は仮取扱いの承認を要する。なお、当該コンテナを継続的に使われる場合は、貯蔵所としての規制を受けるが、当該コンテナ置場を屋外貯蔵所として認めることはできない。またコンテナは危令第28条に規定する運搬容器とみなすことはできない。(S45.6.29消防予第136号)

イ 屋外貯蔵所に屋根を設けることは認められない。(S52.3.25消防危第46号質疑)

(取扱所の区分)

7 取扱所とは、危険物の製造以外の目的で1日に指定数量以上の危険物を取り扱うため、法第11条第1項により許可を受けた場所をいい、当該場所にある危険物を貯蔵する建築物、その他の工作物及び空地並びにこれらに附属する設備の一体をいう。(S34.10.10国消甲予発第17号通知)

8 取扱所とは、取扱形態により、給油取扱所、販売取扱所、移送取扱所、一般取扱所に区分される。

この場合に当該取扱所において、タンクその他の危険物を取り扱う設備以外で危険物を貯蔵する行為は、指定数量未満に限り、当該取扱いに伴う貯蔵とする。なお、危険物の取扱数量に合算しなくてもよい。(◆)

9 規制の範囲

一般取扱所において、危令第19条第2項に規定する建物の一部又は屋内の設備を一般取扱所として規制するもの(以下「部分規制の一般取扱所」という。)以外は、原則として屋内に設置するものは1棟、屋外に設置するものは一の工程をもって、一の一般取扱所として規制すること。

(1) 給油取扱所

ア 簡易タンクにより1日の取扱量が指定数量を超えて、給油、詰め替え、小分け販売をしている場合で、固定した給油設備により自動車等の燃料タンクに直接給油することが主な目的である時は、給油取扱所の簡易タンクであり、詰替え、小分け販売等の取扱いを主な目的とするときは、一般取扱所のタンクである。(S37.4.6自消丙予発第44号質疑)

イ ガソリンとエタノールを混合してエタノールを含有するものを製造する行為について、給油取扱所で行うことは認められない。(H24.1.11消防危第2号通知)

(2) 一般取扱所

ア 1日に指定数量以上の燃料を使用するボイラー室は、一般取扱所としての規制の対象となる。(S37.4.6自消丙予発第44号質疑)

イ 屋外に10klの重油タンクを設け、これらの配管によりバーナーに送油して、1日に指定数量以上の重油を消費する工場については、屋外タンク貯蔵所及び一般取扱所としてそれぞれ規制の対象となる。(S37.4.6自消丙予発第44号質疑)

ウ 屋外貯蔵タンクより指定数量以上の危険物をドラム缶に詰替える場合、一般取扱所の設置を必要とする。(S37.4.6自消丙予発第44号質疑)

エ 栈橋等の一般取扱所とは、危険物を船舶等へ荷受け又は荷卸しする栈橋、

岸壁等の施設のうち移送取扱所以外の施設をいう。

なお、屋外タンク貯蔵所等、貯蔵タンクへの配管による荷受けのみの場合は、貯蔵に伴う取扱いとして、各貯蔵所の付属施設として取り扱う。

オ 危令第27条第6項第4号口ただし書の規定により、移動貯蔵タンクから容器に引火点40℃以上の第4類危険物を詰替える場合において、同一の場所で1日に取り扱う量が指定数量以上となる場所をいう。

カ 有機ハイドライドの一つであるメチルシクロヘキサンから水素を製造する施設において、副産物としてトルエンが生じても、水素製造に係る一連の工程の一部であるため、当該施設は一般取扱所として取り扱う。

(H28.3.1消防危第37号質疑)

第6 危険物製造所等の最大貯蔵数量、最大取扱数量の算定方法

1 危険物製造所等における最大貯蔵数量、最大取扱数量の算定方法は、次により行うものとする。

(1) 製造所

危険物又は非危険物を原料として危険物を製造する場合、1日における原料と製品の危険物の指定数量の倍数を比較し、大なるものの取扱数量をもって当該製造所の最大取扱数量とすること。なお、当該危険物製造所において、当該原料及び製品以外に危険物を取り扱う設備等がある場合には、当該製造所の最大取扱数量に、これらの危険物を取り扱う設備等の取扱数量を合算して、最大取扱数量とするものとする。

(2) 屋内貯蔵所及び屋外貯蔵所

当該貯蔵所において実際に貯蔵する危険物の最大量とすること。

(3) 屋外タンク貯蔵所

危則第2条のタンクの内容積の計算方法及び危則第3条のタンクの空間容積の計算方法により、最大貯蔵数量を算定すること。

(4) 屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所及び簡易タンク貯蔵所

一のタンクにあっては、危則第2条のタンクの内容積の計算方法及び危則第3条のタンクの空間容積の計算方法により、最大貯蔵数量を算定すること。二以上のタンクにあっては、最大貯蔵数量を算定した各タンクの容量の合計量を貯蔵量とする。

(5) 移動タンク貯蔵所

ア 一のタンクにあっては、危則第2条のタンクの内容積の計算方法及び危則第3条のタンクの空間容積の計算方法により、最大貯蔵数量を算定すること。二以上のタンクにあっては、最大貯蔵数量を算定した各タンクの容量の合計量を貯蔵量とする。

イ 複数の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク貯蔵所（積載式移動タンク貯蔵所を除く。）において、その危険物のうち最も比重の小さいものを最大量貯蔵できるように（空間容積が5%以上10%以下の範囲に入るように確保する。）タンクを製作した場合の許可申請について、当該危険物より比重の大きな危険物を貯蔵する場合には、道路運送車両法上の最大積載量の観点から空間容積が10%を超えるタンク室（空室となる場合も含む。）が生じても差し支えない。また、この場合、許可に係る指定数量の倍数は、指定数量の倍数が最大となる危険物の貯蔵形態について算定して差し支えない。（H10.10.13消防危第90号質疑）

(6) 給油取扱所

給油取扱所の専用タンク、廃油タンク等及び簡易タンクごとに、危則第2

条のタンクの内容積の計算方法及び危則第3条のタンクの空間容積の計算方法により最大貯蔵数量を算定した各タンクの容量並びに給油取扱所に設ける附属設備の危険物取扱量の合計量を取扱量とすること。なお、油庫に貯蔵する危険物は取扱数量に合算しないが、貯蔵量は指定数量未満とすること。

(7) 販売取扱所

当該取扱所において、実際に保有する危険物の最大量をもって、最大取扱数量とすること。

(8) 移送取扱所

ア 棧橋において、危険物の入出荷を行う移送取扱所においては、1日における船舶の係船能力及び船舶又は出荷ポンプの能力により、最大取扱数量を算出すること。

イ 事業所間の危険物の移送を行う移送取扱所にあつては、配管の条数及びポンプ能力並びに配管の使用形態により、最大取扱数量を算定すること。

(9) 一般取扱所

ア 危険物の充てん、詰め替え等の一般取扱所については、1日の出荷能力、稼働時間等により、実態に即した最大取扱数量を算定すること。ただし、危令19条第2項に基づく容器に危険物を詰め替える一般取扱所については、専用タンクの容量又は取扱い数量のうちいずれか大なる数量を最大取扱数量とすること。

イ 危険物を消費する一般取扱所のうち、次に掲げる(ア)及び(イ)以外の施設にあつては、1日におけるその消費量を最大取扱数量とすること。

なお、一時的な停電対策施設における施設目的、施設実態等を勘案して取扱い数量を決定すること。その場合は、その根拠を示すこと。

(ア) 危険物を消費する一般取扱所のうち、非常用ディーゼル発電設備等非常用の施設にあつては、当該施設の稼働時間、使用実態等の状況から実態に即して運転した時の燃料消費量を数量とすること。

(イ) 危険物を消費する一般取扱所のうち、ボイラー、バーナー等を使用する時間が一定でないものについては、当該施設の1日あたりの危険物の消費量が最大となる日の数量とすること。

ウ 油圧装置等危険物を循環させて使用する一般取扱所については、当該装置等の瞬間最大停滞量をもって最大取扱数量とすること。

エ 危険物を原料として、非危険物を製造する一般取扱所については、製造所の例により算定すること。

オ 洗浄作業及び切削装置等の一般取扱所については、次によること。

(ア) 洗浄後に危険物を回収し同一系内で再使用するものは、瞬間最大停滞量とする。

(イ) 使い捨てるもの及び系外に排出するものは、一日の使用量を持って取扱量とする。

(ウ) 洗浄後一部の危険物を系外に排出するものは、一日の使用量と瞬間最大停滞量を合算した量をもって取扱量とする。

カ 専用タンク及びその他の危険物を取り扱う設備以外で危険物を貯蔵する場合は、指定数量未満とし取扱量には合算しない。なお、取扱数量に合算しないが、貯蔵量は指定数量未満とすること。(◆)

キ 指定数量の5分の1未満の危険物であつて、設備機器に内蔵された燃料又は潤滑油タンク等については取扱量に合算しない。(◆)

第7 製造所等ごとの申請区分

1 製造所

原則として一棟又は一連の工程をもって一とする。(S37.4.6自消丙予発第44号質疑)

なお、当該製造所に附属する危令第9条第1項第20号に規定するタンク（以下、「20号タンク」という。）、配管その他の機器等（以下「附属設備等」という。）が含まれる。

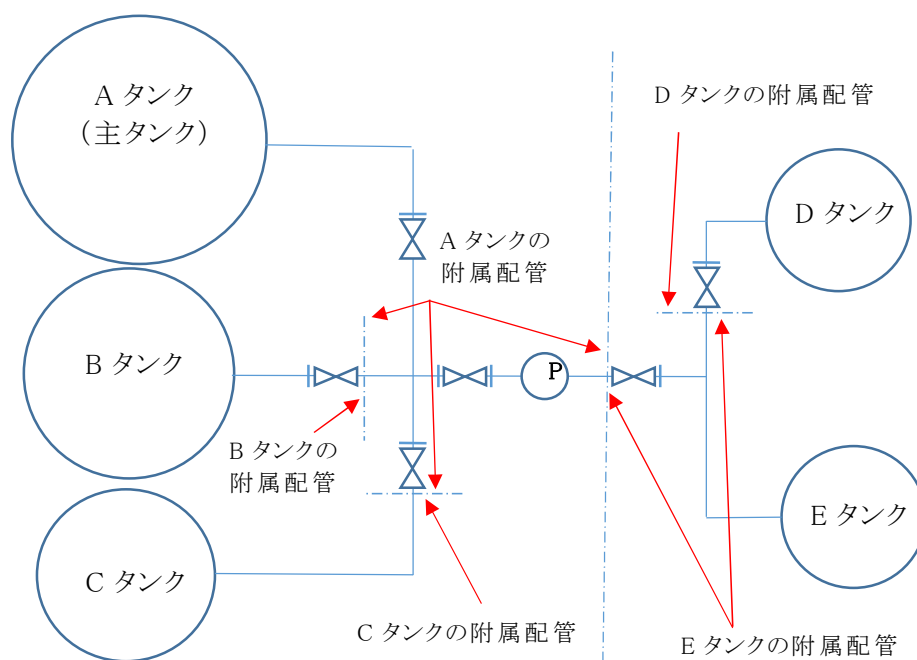
2 屋内貯蔵所

一棟の貯蔵倉庫ごととする。ただし、危令第10条第3項に規定する技術上の基準を満たした屋内貯蔵所を設ける場合は、当該屋内貯蔵所に用に供する部分ごととする。

3 屋外タンク貯蔵所

タンク1基ごととする。なお、屋外タンク貯蔵所を郡で配置されている場合、危険物ポンプ、危険物配管（タンク直近の弁又はフランジまでのタンク側にある配管を除く。）及びタンクの通気管等の危険物以外の配管を共有して使用する場合は、当該幹線配管等にあつては、タンク郡に存するタンクのうち指定数量の倍数が最大のタンク（以下「主タンク」という。）の一の単位とする。また、防油堤にあつては、同一防油堤のタンク郡に存するタンクのうち容量の最大のタンク（以下「最大タンク」という。）の一の単位とする。

例図



4 屋内タンク貯蔵所

タンク専用室ごととする。なお、当該専用室に複数のタンクがある場合も同様とする。

5 地下タンク貯蔵所

タンク1基ごととする。ただし、二以上の地下タンクが同一のタンク室にある場合又は同一の基礎上若しくは同一の蓋で覆われている場合にあつては、一とする。(S54.12.6消防危第147号質疑)

6 簡易タンク貯蔵所

タンク 1 基ごととする。ただし、複数の簡易タンクを設ける場合は、同一品質でないタンク 3 基までを一とする。

7 移動タンク貯蔵所

タンク 1 基ごととする。ただし、積載式タンクコンテナの場合は、交換タンクを含め当該車両ごととする。

8 屋外貯蔵所

さく等で区画された部分ごととする。

9 給油取扱所

道路、防火壁又は防火堀等で区画された部分ごととする。なお、当該給油取扱所に設置する専用タンク、廃油タンク等、簡易貯蔵タンクを含むものとする。

10 販売取扱所

配合する室を含み、隔壁で区画されているときは、区画された部分ごととする。

11 移送取扱所

ポンプ群、栈橋又はシーバースごととする。

12 一般取扱所

原則、製造所に準ずるものとするが、その他次のものがある。

(1) 充填場、ボイラー設備、発電機設備等の施設は、それぞれ危険物の取り扱いに独立性があり、他の危険物貯蔵又は取扱い部分とは一連の行為であるとはみなされず、原則としてそれぞれを一とする。

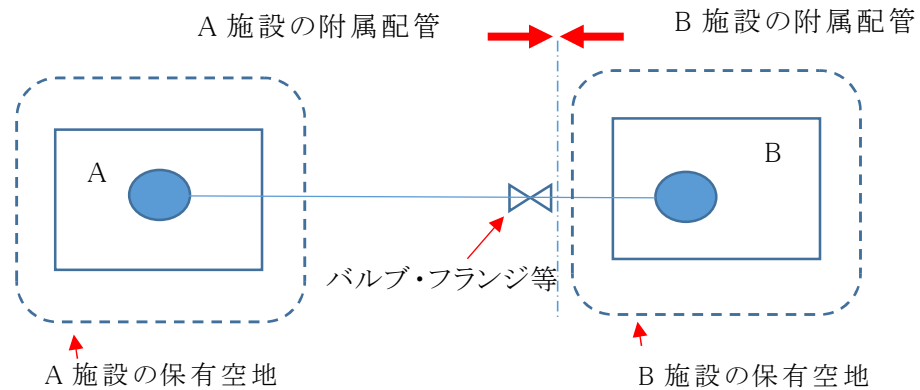
(2) 危令第 19 条第 2 項の規定の適用を受ける一般取扱所は、壁体等で区画された部分等ごととする。




13 消火設備のうち固定消火設備を共有する場合において、水源、ポンプ設備、消火液タンク、ヘッダー及び幹線配管等にあつては、最も消火薬剤等を必要とする製造所等の一の単位とする。

第 8 危険物配管の許可区分

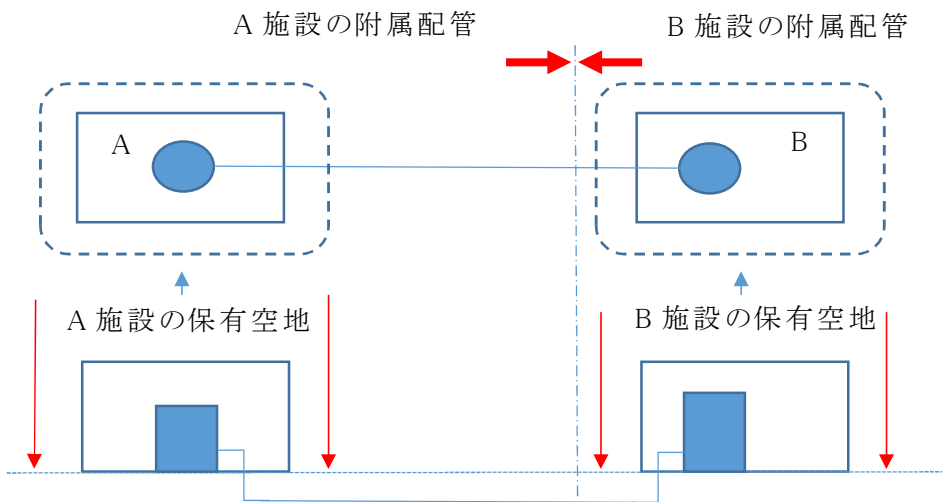
1 危険物施設相互に接続される場合の危険物配管の単位は次の例によること。

(1) 指定数量の倍数の大きい製造所又は一般取扱所（以下「A 施設」という。）の附属配管の範囲は、原則として A 施設から指定数量の倍数の小さい製造所又は一般取扱所（以下「B 施設」という。）の保有空地境界直近のバルブ、フランジ等までとする。

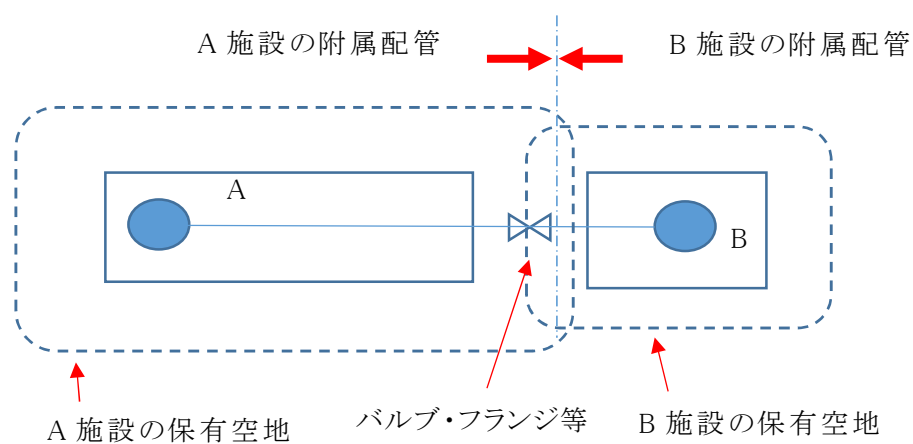


- 凡例：A、B ……………製造所又は一般取扱所
 ————— ……………配管
 ……………バルブ、フランジ等
 ……………製造所又は一般取扱所の建築物等
 ……………保有空地

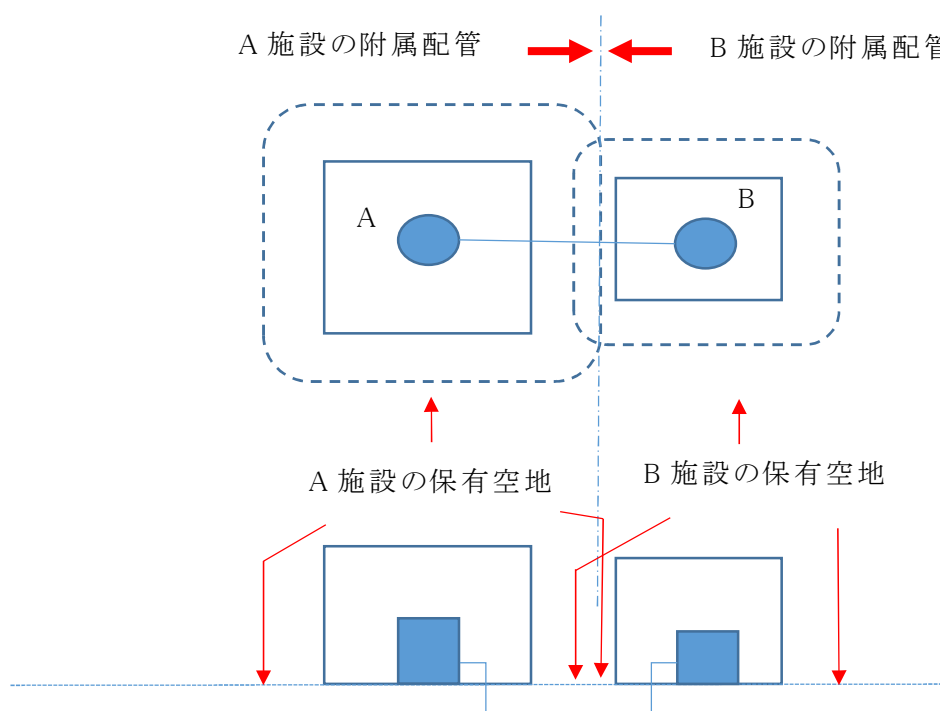
(2) 地下埋設配管等B施設の保有空地境界直近にバルブ、フランジ等明確に区分できるものがない場合は、A施設からB施設の保有空地境界までをA施設の附属配管とする。



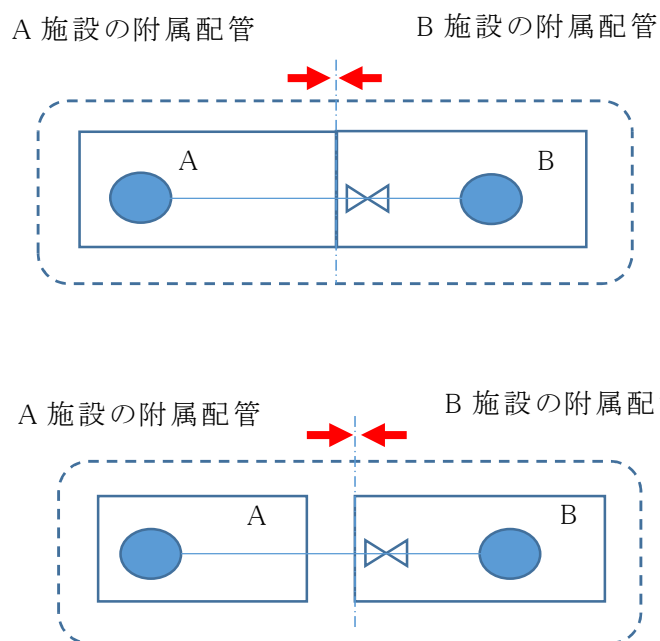
- (3) 保有空地が重複している場合は、A施設からA施設保有空地境界の直近のバルブ、フランジ等までをA施設の附属配管とする。



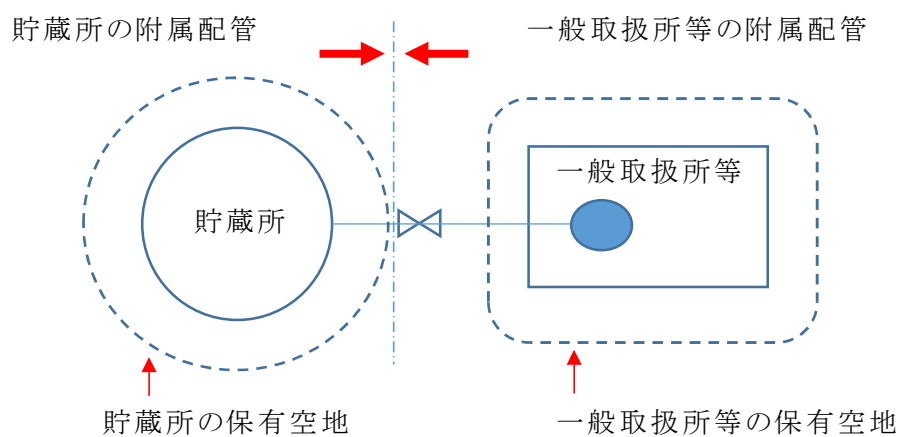
- (4) 保有空地が重複している場合で、A施設保有空地境界の直近にバルブ、フランジ等がない場合は、A施設からA施設の保有空地境界までをA施設の附属配管とする。



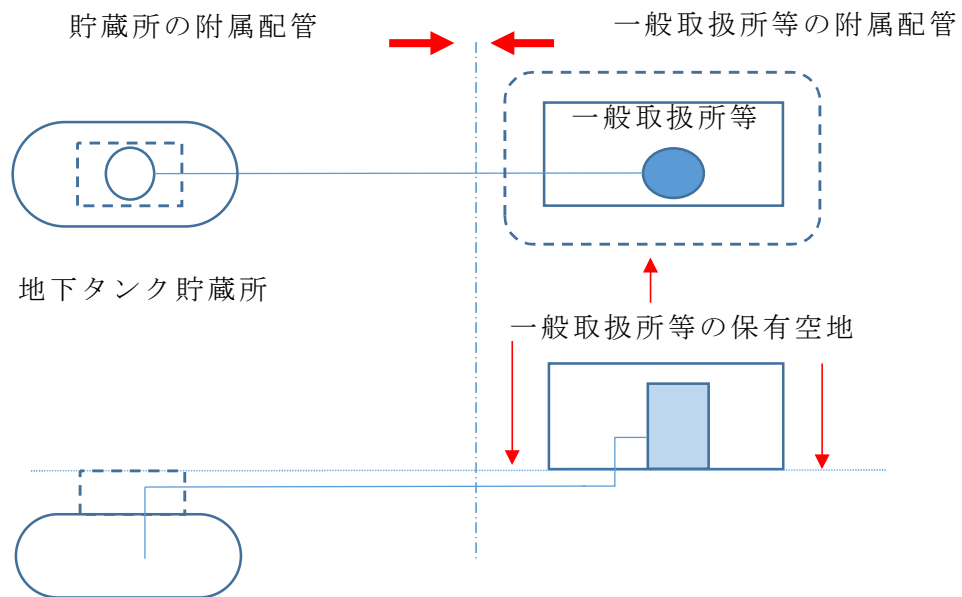
- (5) 建築物の一部に設置される製造所又は一般取扱所にあつては、A施設からB施設の壁までをA施設の附属配管とする。



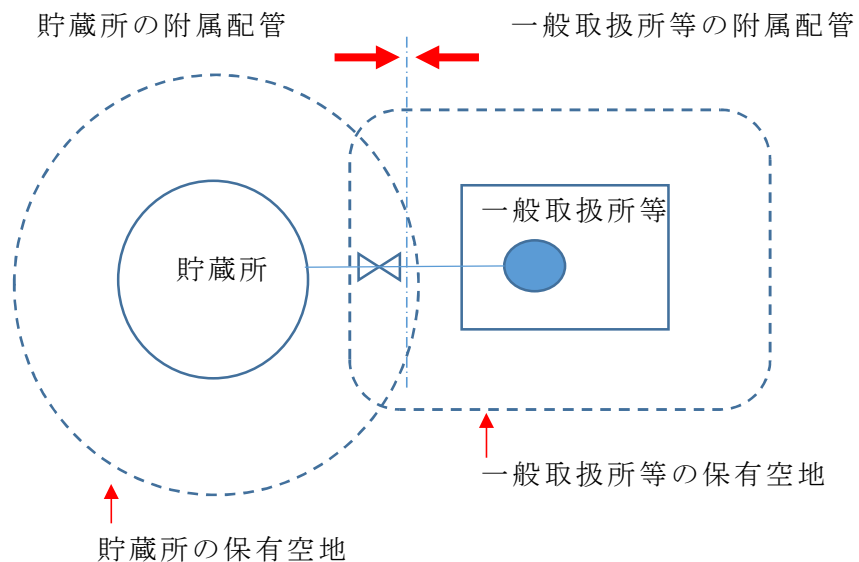
- (6) 製造所又は一般取扱所と貯蔵所間の附属配管の範囲は、貯蔵所からの第一バルブ、フランジ等までを貯蔵所の附属配管とする。



- (7) 地下埋設配管等保有空地境界直近にバルブ、フランジ等明確に区分できるものがない場合は、貯蔵所から製造所又は一般取扱所のポンプ設備までを貯蔵所の附属配管とする。



- (8) 保有空地が重複している場合は、貯蔵所から貯蔵所保有空地境界直近のバルブ、フランジ等までを貯蔵所の附属配管とする。



移送取扱所の範囲は、配管、ポンプ及びこれらに附属する設備とし、具体的には次のとおりとする。

ただし、危険物の払出し施設又は受入れ施設が栈橋に設けられるもの及び海、河川等を横断するものについては、払出側又は受入側事業所の敷地に入ってから第一バルブ、フランジ等までとすることができる。

ア 払出側（ウを除く。）

払出ポンプ吸入側直近の弁を起点として算定する。当該ポンプにて移送取扱所以外の施設にも送油する場合は、分岐後の第一バルブ、フランジ等までを移送取扱所の配管として扱う。

イ 受入側（エを除く。）

受入側事業所の敷地に入ってから第一バルブ、フランジ等までを終点とする。

ウ 船舶から陸上へ送油する場合

ローディングアーム又は注入口を起点とし、岸壁直近のバルブ、フランジ等までを終点として算定する。

エ 陸上から船舶に送油する場合

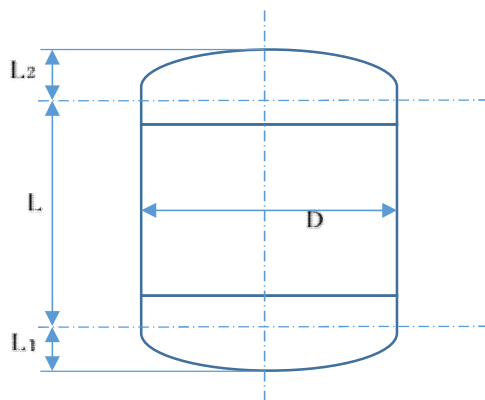
払出側の起点を（1）により算定し、ローディングアーム又はホース接続口等までを終点とする。

オ 配管が2以上あり、かつ、海等に一団となって配管が敷設される場合は、一の移送取扱所とみなす。

第9 タンク容量計算等

（タンクの容積の算定方法及び内容積の計算方法）


- 縦置円筒型の屋外貯蔵タンク（20号タンク準用）で、危令第11条第1項第6号に規定する上部放爆構造になっているものの内容積の算出は、放爆構造となっている部分が屋根部に相当することから危則第2条括弧書きの規定を適用するものとする。なお、屋根に該当しない鏡板形状のタンク（縦置円筒型ベッセルタンク）については、全体を内容積とする。（第15回全消会危険物委員会結果）

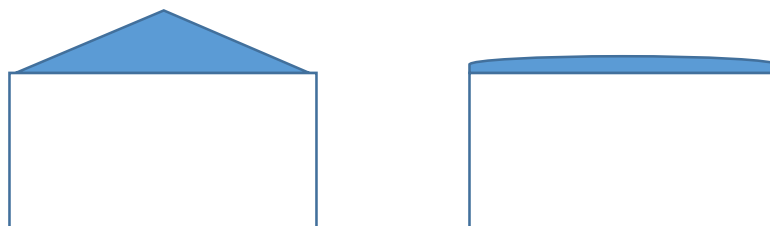



内容積	$V_1 = \pi / 4 \cdot D^2 \cdot (L + (L_1 + L_2) / 3)$
空間容積	V_2
実容積	$V_3 = V_1 - V_2$
空間率	$X = V_2 / V_1 \times 100 \quad (5\% < X < 10\%)$

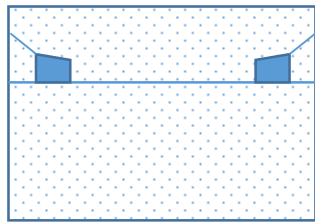
- タンクの内容積の算定方法については、次によること。（H13.3.30消防危第42号通知）

（1）タンクの内容積として計算する部分

ア 固定屋根を有するものは、固定屋根の部分を除いた部分（塗りつぶし部分（）以外の部分とする。）



イ ア以外のものは全体を内容積とすること。
 浮き屋根（側板の最上端までの部分（）とする。）



(2) 内容積の算定方法

内容積は、タンクの胴・鏡板等に分けて、各部分の形状に応じた計算方法により計上し、その各部分の内容積を合計すること。

なお、危則の一部を改正する省令（H13.3.30総務省令第45号）の施行前の危則第2条第1号イ及びロ並びに第2号イの計算方法により求められた値、CAD等により計算された値又は実測地の活用により内容積を計算して差し支えない。

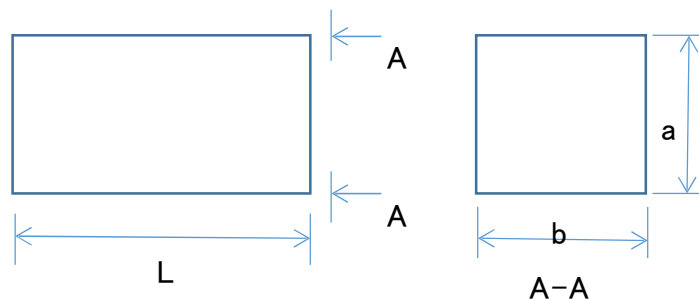
●計算式の例

記号の定義 V=容積 π =円周率 r又はR=半径 D=内径
 L=長さ又は胴長 H=高さ S=面積
 T.L=Tangent Line(鏡板などの曲線部と直線部の境界線)
 W.L=Weld Line(溶接部)

1 胴部分の計算式

(1)角柱型

$$V = a \cdot b \cdot L$$



- 3 タンク内に仕切板をいれて一のタンクを2室以上で使用するタンク（以下「分割タンク」という。）については、各室の容量の合計をタンク容量とする。なお、空間容積は各室ごとに確保すること。（◆）
- 4 タンク容量は、原則として整数とし、空間率内で調整するものとする。（◆）
- 5 ノズル、マンホール及びタンク内部の加熱用配管等の容量は、タンク容量に加減しないものとする。ただし、それぞれの加減した容量が、タンクの内容積の10%を超えるものについてはこの限りでない。
- 6 二硫化炭素の上部に水を満たして移送する場合は、当該水の部分はタンクの空間部分とみなす。

7 特殊の構造又は設備を用いることによりタンク内の危険物の量が一定以下に保たれ、当該一定量が危令第5条第2項の規定の例により算出された量を超えることがない20号タンクについては、当該一定量をタンクの容量とすることとなるが、このことについては、次のことに留意する。(H10.3.16消防危第29号通知)

(1) 現にある製造所又は一般取扱所については、平成10年3月の危令第5条の改正に伴い、改めて法第11条第1項の規定による許可又は第11条の4第1項の規定による届出の手続きを行う必要はないものであること。

(2) 大量生産のタンク等完成検査前検査を受検するときに当該タンクの容量が危令第5条第2項及び第3項のいずれかが適用されるか未定である場合には、完成検査前申請書(危則別記様式13)及びタンク検査済証(危則別記様式第14号)の中の容量の欄に危令第5条第2項の規定の例により算出されたタンクの容量を記載すること。

なお、当該タンクの容量が同条第3項の規定の例により算定されるべきのもであることが明らかになった場合、タンク検査済証に記載された容量と当該タンクの容量が異なることとなるが、このことにより改めて完成検査前検査を受ける必要はないものであること。

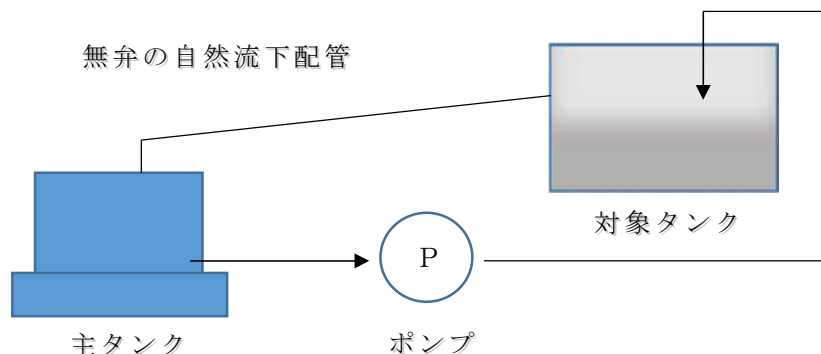
(3) 危令第5条第3項の「特殊の構造又は設備を用いることにより当該タンク内の危険物の量が当該タンクの内容積から空間容積を差し引いた容積を超えない一定量を超えることがない」20号タンクには、当該一定量以上の量の危険物が当該タンクに注入されるおそれがない構造を有するもの及び当該一定量以上の量の危険物が当該タンクに注入されることを防止することができる複数の構造又は設備を有するものが該当すること。

ア 一定量以上の量の危険物が当該タンクに注入されるおそれがない構造を有する20号タンクの例

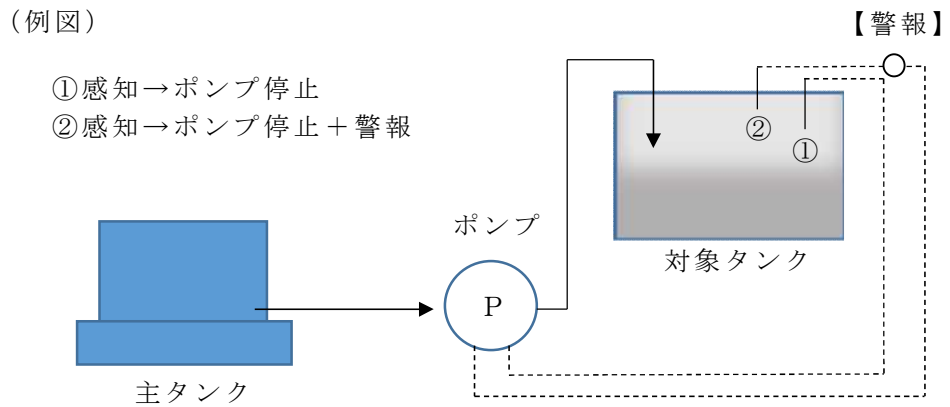
[自然流下配管が設けられているもの]

20号タンクに一定量以上の危険物が注入された場合、無弁の自然流下配管を通じて滞ることなく主タンク(供給元タンク)に危険物が返油され、20号タンクの最高液面が自然流下配管の設置位置を超えることのない構造のもの

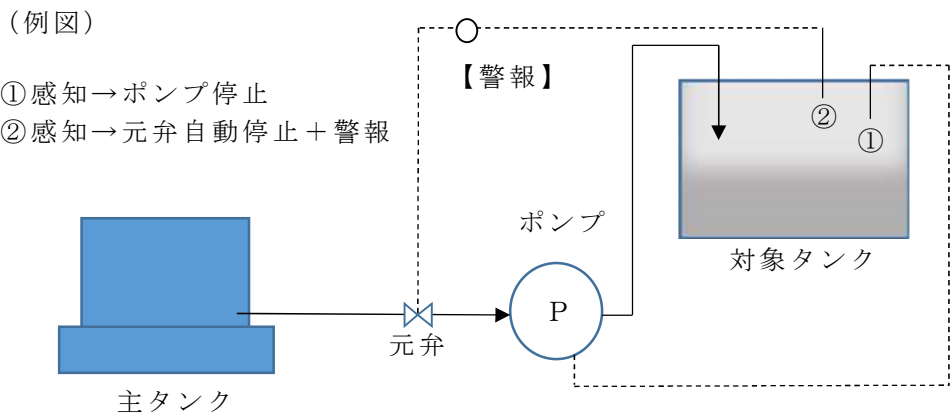
(例図)



- イ 一定以上の量の危険物が当該タンクに注入されることを防止することができる複数の構造又は設備を有する20号タンクの例
- (ア) 液面感知センサーを複数設置し、各センサーから発せられる信号により一定量を超えて危険物が注入されることを防止するもの
 [危険物注入用ポンプを停止させる設備が複数設けられているもの]

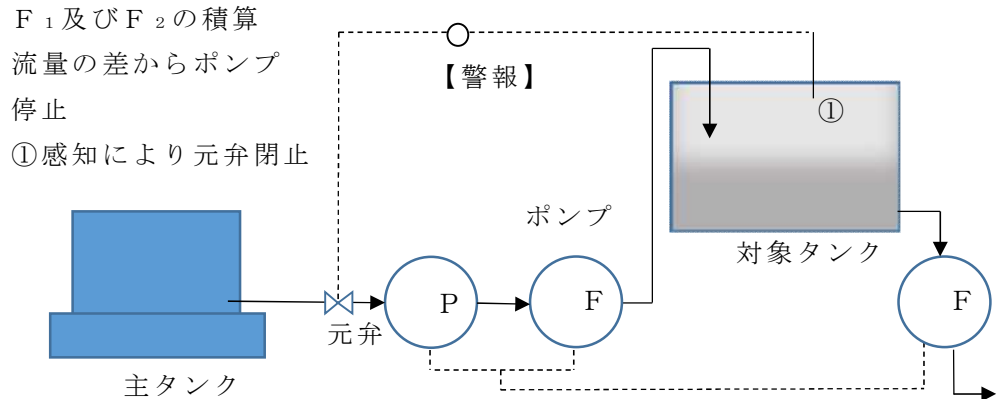


[危険物注入用ポンプを停止させる設備と主タンク（供給元タンク）の元弁を閉止する設備がそれぞれ設けられているもの]



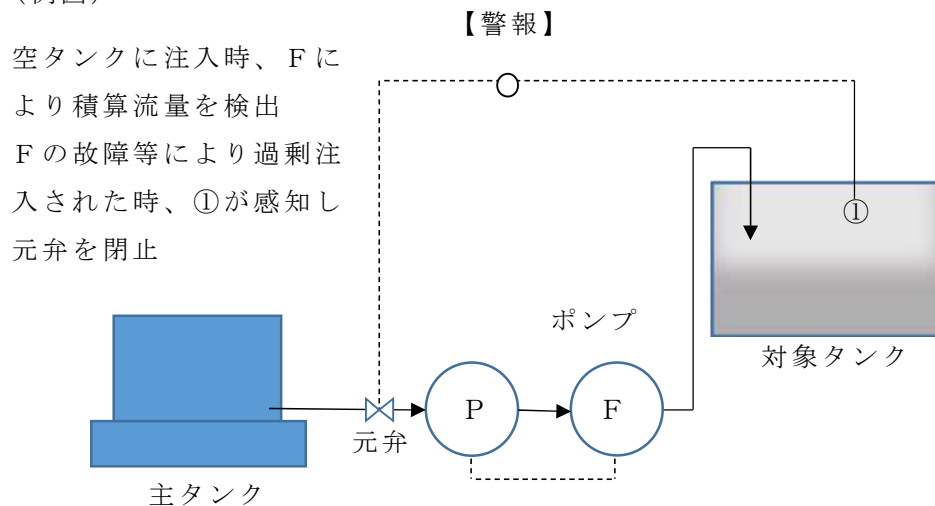
(イ) 20号タンクへの注入量と当該タンクからの排出量をそれぞれ計量し、これらの量からタンク内にある危険物の量を算出し、産出量が一定以上となった場合にタンクへの注入ポンプを停止させる設備と液面センサーが信号により主タンク（供給元タンク）の元弁を閉止する設備がそれぞれ設けられているもの

(例図)



(ウ) 20号タンクへの危険物の注入が当該タンクが空である場合にのみ行われるタンクで、タンクへの注入量を一定量以下に制御する設備と液面センサーが発する信号により主タンク（供給元タンク）の元弁を閉止する設備がそれぞれ設けられているもの

(例図)



第3節 設置又は変更許可の申請等

第1 設置又は変更許可の申請の対象、範囲

(危険物施設の設置、変更等)

1 申請の手続き（原則）

- (1) 製造所等の設置又は変更の許可申請は、製造所等ごとに申請すること。
- (2) 変更申請を必要とする最低基準は、具体的な事例により異なるが、製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準を変更するときは、変更申請を要するが、同節第4「軽微な変更工事」に該当する軽微変更工事には、許可を要しない。(S37.4.6自消丙予第213号質疑)
- (3) 市町村境界上に設置される危険物施設（移送取扱所を除く。）の許可権限については、事務所の位置及び面積、危険物の貯蔵、取扱数量、敷地面積等の施設実態をみて、いずれかの市町村長を許可権限者とする。この場合は、市町村長間の協定書は不要である。(S43.9.27消防予第213号質疑)
- (4) 施設区分の変更等による既設製造所等を新たに設置するときは、法第12条の6に定める用途廃止に係る手続きを経てからとする。(S52.12.19消防危第182号質疑)
- (5) 設置又は変更の許可を受けた者が許可の取消しを申し出るときは、市規則第15条第1項に規定する届出書に交付された許可証を添付し届出ること。
(◆)

2 申請の対象

(1) 設置許可申請を対象とするもの

ア 製造所等を新たに設置する場合。

イ 製造所、貯蔵所又は取扱所の区分の転換を行う場合、及び貯蔵所又は取扱所において危令第2条又は第3条に掲げる施設区分（同第3条第2号イ及びロを含む。）の変更となる転換を行う場合。(S52.12.19消防危第182号質疑)

例えば、製造所から取扱所に変更する場合又は屋外タンク貯蔵所から屋内タンク貯蔵所に変更する場合をいう。

ウ 製造所等（移動タンク貯蔵所を除く。）を移設する場合。

ただし、同一敷地内で主要構造物を変更しないで移設する場合は、変更許可申請とすることができる。(S52.10.12消防危第149号質疑)

エ 火災等の災害により製造所等の構造又は設備が全面的に破損した場合及び老朽化等により製造所等を前面改修する場合。(S37.9.17消防危第91号質疑、S52.12.19消防危第182号質疑)

オ 屋内タンク貯蔵所又は簡易タンク貯蔵所で、全てのタンクを取り替える場合。

カ 屋外タンク貯蔵所のタンク本体の建て替えと基礎・地盤の造り替えを同時に行う場合。

キ アからカまでによるほか、その状況等により設置許可申請とすることが適当な場合。

(2) 変更許可申請の対象となるもの

ア 製造所等の位置、構造及び設備を変更する場合。

イ 貯蔵、取り扱う危険物の種類数量の変更により、製造所等に適用される技術上の基準が異なることになる場合。(S52.12.19消防危第182号質疑)

ウ 貯蔵所又は取扱所において危令第2条及び第3条に掲げる施設区分の変更を行わず、業務形態の変更等に伴い、適用基準の変更（項の変更）を行

う場合。(S51.7.12消防危第23-3号質疑)

例えば、危令第17条第3項第6号に定める自家用の給油取扱所(以下「自家用給油取扱所」という。)から危令第17条第1項に定める給油取扱所(以下「屋外給油取扱所」という。)に切り替える場合をいう。

エ 火災等の災害により製造所等の構造又は設備が破損した場合であって、部分修理により当該構造又は設備が復旧できる場合(S37.4.6自消丙予第44号質疑)

オ 移動タンク貯蔵所の常置場所を変更する場合。

カ 移動タンク貯蔵所の車両(台車)を更新する場合。

キ 屋内タンク貯蔵所、簡易タンク貯蔵所で、貯蔵タンクの一部を取替え又は増設する場合。

ク 地下タンク貯蔵所及び移動タンク貯蔵所の配管等を残し、タンクのみを取替える場合。(H10.10.13消防危第90号質疑)

ケ 積載式移動タンク貯蔵所(国際タンクコンテナを除く。)に、交換タンクコンテナを増設する場合。(H4.6.18消防危第54号通知)

コ 屋外タンク貯蔵所のタンク本体のみを建替える場合で、建て替え後の屋外貯蔵タンクの直径(横型のタンクにあっては、縦及び横の長さをいう。)及び高さが建替え前の屋外貯蔵タンクの直径及び高さと同規模以下である場合(H11.6.15消防危第58号質疑)

サ アからコまでによるほか、その状況等により変更許可申請とすることが適当な場合。

第2 設置又は変更許可の申請及び添付書類 (設置・変更許可申請書記入方法及び記入例)

1 許可申請に係る留意事項

(1) 貯蔵所において、指定数量以上の危険物を取り扱う場合、又は取扱所において、指定数量以上の危険物を貯蔵する場合は、当該貯蔵所又は取扱所と別に取扱所又は貯蔵所を設置すること。(◆)

(2) 積載式移動タンク貯蔵所の許可等の取扱い(H4.6.18消防危第54号通知、H7.3.14消防危第23号通知)

ア 積載式移動タンク貯蔵所に対する移動タンク貯蔵所としての許可件数は、当該車両の数と同一であること。

イ 積載式移動タンク貯蔵所の車両が同時に積載することができるタンクコンテナの数は、タンクコンテナの容量の合計が30,000L以下となる数とするが、交換タンクコンテナを保有し、かつ、当該車両に交換タンクコンテナを積載しようとする場合は、次により許可を受けるものとする。

(ア) 当該積載式移動タンク貯蔵所が設置許可を受ける前にあっては、交換タンクコンテナを含めて当該積載式移動タンク貯蔵所の設置許可を受けるものとする。

(イ) 設置許可を受けた後にあっては、交換タンクコンテナを保有しようとする際に、当該積載式移動タンク貯蔵所の変更許可を受けるものとする。

ウ イの許可を受けた積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナは、他の積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナと当該タンクコンテナとが緊結装置に同一性をもつものである場合には、既に許可を受けた当該他の積載式移動タンク貯蔵所の車両にも積載することができる。

この場合において、当該タンクコンテナは、当該他の積載式移動タンク貯蔵所の移動貯蔵タンクとみなされるものであること。

ただし、積載式移動タンク貯蔵所のうち危則第24条の5第3項又は同第24条の9の3第2項に該当しないものにあつては、タンクの取替えを行う際には変更許可申請が必要となること。

エ 積載式移動タンク貯蔵所において貯蔵する危険物の品名及び貯蔵最大数量がタンクコンテナを積載するたびに異なることが予想される場合は、次によること。

(ア) 当該積載式移動タンク貯蔵所が設置許可を受ける前にあつては、貯蔵することが予想されるすべての品名及び貯蔵最大数量について、当該積載式移動タンク貯蔵所において貯蔵される危険物の品名及び貯蔵最大数量として設置許可を必要とするものであること。

(イ) 設置許可を受けた後にあつては、貯蔵することが予想されるすべての品名及び貯蔵最大数量について、法第11条の4に定める届出を必要とするものであること。

オ 積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナの車両、貨車又は船舶への荷積み又は荷卸しに伴う当該タンクコンテナの取扱いは、当該積載式移動タンク貯蔵所の危険物の貯蔵に伴う取扱いと解されること。

カ 積載式移動タンク貯蔵所の車両からタンクコンテナを荷卸した後において再びタンクコンテナを積載するまでの間、当該車両を通常の貨物自動車としての用途に供する場合は、当該積載式移動タンク貯蔵所について法第12条の6に定める用途廃止の届出を要することなく、当該車両を貨物自動車の用途に供することができる。

キ 積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナを車両、貨車、船舶等を利用して輸送し、輸送先で他の車両に積み替える場合に、輸送先の市町村において許可を受けた積載式移動タンク貯蔵所がない場合は、当該タンクコンテナと他の車両とで一の積載式移動タンク貯蔵所として設置許可を受けることができるものとし、完成検査については、タンクコンテナを車両に固定した状態での外観検査により行うもので差し支えないものであること。この場合において、危則第24条の5第5項第4号の表示について輸送先の許可に係る行政庁名及び設置の許可番号の表示は不要とする。

(3) 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の許可等の取扱いについては、「国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する指針について」(H13.4.9消防危第50号通知)によること。

(4) 複数の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク貯蔵所(積載式移動タンク貯蔵所を除く。)において、その危険物のうち最も比重の小さいものを最大数量貯蔵できるように(空間容積が5%以上10%以下の範囲に入るよう確保する。)タンクを製作した場合の許可申請は、次によること。

ア 当該危険物より比重の大きな危険物を貯蔵する場合には、道路運送車両法上の最大積載量の観点から空間容積が10%を超えるタンク室(空室となる場合も含む。)が生じても差し支えない。

イ 許可に係る指定数量の倍数は、指定数量の倍数が最大となる危険物の貯蔵形態について算定すること。

ウ 移動貯蔵タンクの側面枠及び接地角度計算において用いる貯蔵物重量は、道路運送車両法の最大積載重量を用いること。

(5) 圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所を設置する場合は、法第11条第1項の許可のほかに、高圧ガス保安法の許可(高圧ガス保安法第5条及び

第14条)を受ける必要があるが、この場合、高圧ガス保安法の許可を受けた後に法の許可申請を受理する必要がある。なお、危則第27条の3第6項第3号から第5号に掲げる設備が、高圧ガス保安法の規定に適合していることの確認は、高圧ガス保安法の許可を受けていることの確認をもって行なうこと。(H10.3.11消防危第22号通知)

2 設置許可申請

(1) 製造所等設置許可申請書(移送取扱所を除く。)(危則様式第2)の記入方法及び記入例

ア 申請の名あて人は、「安来市長 ○○○○」と記入すること。

イ 申請者の住所・氏名の欄は、原則として設置者の住所・氏名と同一とすること。ただし、製造所等の設置者の代理権又は管理の権限を有する者は、申請者となり得るが、この場合の住所は、申請者の住所(法人は、申請者の主たる事業所(事務所)の所在する住所)とすること。

ウ 設置者の住所の欄は、設置者の住所を記入すること。ただし、法人は主たる事業所(事務所)の所在する住所を記入すること。

エ 設置者の氏名の欄は、設置者の氏名を記入すること。ただし、法人等の場合は、当該法人等の名称及び代表者の氏名を記入すること。

なお、代表者とは、代表取締役、代理権を有する支店長、工場長又はこれらに類する名称を冠する者をいう。

オ 設置場所の欄は、当該製造所等を設置する場所で登記簿に記載されている所在、地番を記入すること。ただし、埋立地等で地番等が確定していない場合は、既に登記されている地番の地先を記入すること。

なお、移動タンク貯蔵所の場合は、当該移動タンク貯蔵所の常置場所の所在、地番を記入すること。

また、記入する場合は、通称又は略称は使用しないこと。

例：「三丁目15番地の2」を「3-15-2」と略さないこと。

カ 設置場所の地域別のうち防火地域別の欄は、都市計画法第8条第1項第5号に規定する区分により、「防火地域」、「準防火地域」、「指定なし」のうち該当するものを記入すること。

キ 設置場所の地域別のうち用途地域別の欄は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する区分により、該当するものを記入すること。

なお、「指定なし」に該当するもののうち、同法第7条第3項に規定する「市街化調整区域」に該当する場合には、「指定なし(市街化調整区域)」と記入すること。(◆)

ク 製造所等の別の欄は、「製造所」、「貯蔵所」、「取扱所」のうち該当するものを記入すること。

ケ 貯蔵所又は取扱所の区分の欄は、危令第2条及び危令第3条で規定する区分を記入すること。

コ 危険物の類、品名(指定数量)、最大数量の欄は、第2章第2節第6(危険物製造所等の最大貯蔵数量、最大取扱数量の算定方法)により算定した危険物の類、品名及び当該物品の化学名又は通称名、かつこ書による危令別表第3に基づく当該品名の指定数量(危則様式第2備考4に該当する場合に限る。)及び最大数量を記入すること。

なお、貯蔵又は取り扱う危険物の類、品名が多い場合は、「別紙」と記入し、危険物の類、品名、指定数量、最大数量及び倍数を記載した用紙を添付すること。

例：製造所において第4類第1石油類アセトン(水溶性液体)100L、

第1石油類ガソリン2,000L、アルコール類メタノール500L、
第2石油類灯油2,000Lが最大取扱量の場合は、次のように記入す
ること。

第4類

第1石油類、アセトン（400L）	100L
第1石油類、ガソリン（200L）	2,000L
アルコール類、メタノール（400L）	500L
第2石油類、灯油（1,000L）	2,000L

サ 指定数量の倍数の欄は、次によること。

品名又は指定数量を異にする二以上の危険物の指定数量の倍数を求める
場合には、それぞれの危険物の数量を当該危険物の指定数量で除して得た
値の小数第3位を切り捨て、小数第2位までを合計し、指定数量の倍数の
欄に記入すること。（◆）

例：一般取扱所において、第4類第1石油類ガソリン20,000L、第
1石油類アセトン150L、第2石油類軽油5200L、第4石油類
潤滑油1,000Lを取り扱う場合

ガソリン	20,000	÷	200	=	100.0
アセトン	150	÷	400	=	0.375
軽油	5,200	÷	1,000	=	5.2
潤滑油	1,000	÷	6,000	=	0.166
			計		105.73

指定数量の倍数は、105.73となり、この数字を記入すること。

シ 位置、構造及び設備の基準に係る区分の欄は、設置者が当該製造所等の
適用に従い、危令及び危則の条文を記入すること。

例：危険物を消費するボイラー又はバーナー以外では危険物を取り扱わな
い一般取扱所の場合は、当該欄に、「危令第19条第2項（危則第2
8条の57）」と記入すること。

ス 位置、構造、設備の概要の欄は、当該製造所等の位置、主要構造、主要
設備等を記入すること。

セ 危険物の貯蔵又は取扱方法の概要の欄は、当該製造所等における危険物
の貯蔵又は取扱いの目的及び概要を記入すること。

ソ 着工予定期日の欄は、「許可後即日」等許可後に着工する旨の内容を、完
成予定期日の欄は、工事日数又は、完成予定年月日等を記入すること。

タ その他必要事項の欄は、危険物令第23条を適用して特例を使用する場
合は、その旨を、また当該製造所等が建て替え等廃止設置の場合は、廃止
する製造所等の設置許可年月日及び番号、廃止届出が受理済みの場合は、
廃止届出の受理年月日及び番号を記入すること。

チ 当該申請書の所定の欄に記入できない場合は、当該欄には、「別紙」と記
入し、別紙に当該内容を記入すること。

(2) 移送取扱所設置許可申請書（危則様式3）の記入方法及び記入例

(1) ア、イ、ウ、サ、セ、ソ、タ、チの例によるほか、次によること。

ア 設置場所のうち起点及び終点の欄は、当該移送取扱所のうち最も距離の
長い配管の起点と終点の設置場所を記入すること。

なお、この場合も通称又は略称は使用しないこと。

イ 設置場所のうち経過地の欄については、危則様式第3備考4のほか当該
事業所構内のみ（当該事業所に接続されている栈橋を含む。）の移送取扱所

にあつては、「製油所構内」、「油槽所構内」、「事業所構内」等と記入すること。また当該事業所と他の事業所及び海上部分等に設置された栈橋、係留ブイ間の移送取扱所にあつては、当該移送取扱所が主に設置又は通過する事業所の所在地又は海底、河川、道路、橋等の通称を記入すること。

ウ 配管の延長の欄は、当該移送取扱所のうち最も長い配管の距離を記入すること。

エ 配管の外径の欄は、当該移送取扱所の配管の外径をすべて記入すること。

ただし、1条の配管の途中で外径が変更するものは当該配管のうち最も距離が長い部分の外径を記入すること。

例：外径318.5mm(12B)の配管が2条、外径216.3mm(8B)の配管が5条、外径165.2mm(6B)の配管が3条、計10条の配管が設置されている移送取扱所の場合は、「318.5mm×2条、216.3mm×5条、165.2mm×3条」と記入すること。

オ 配管の条数の欄は、当該移送取扱所における配管の本数を記入すること。

ただし、1本の配管が、途中で2本以上に分岐している場合は、当該配管の距離の長い部分の本数を当該配管の本数とすること。

例：総延長300mの配管の100m部分から2本に分岐(残り200m)している配管の本数は、2本とすること。

カ 危険物の類、品名(指定数量)及び化学名又は通称名の欄は、第2節第6(危険物製造所等の最大貯蔵数量、最大取扱数量の算定方法)により算定した危険物の類、品名及び当該品名の化学名又は通称名及び括弧書きによる危令別表第3に基づく当該品名の指定数量(危規則様式第3備考5に該当する場合に限る。)を記入すること。

キ 危険物の移送量の欄は、第2節第6(危険物製造所等の最大貯蔵数量、最大取扱数量の算定方法)により算定した最大取扱数量を記入すること。

ク ポンプの種類等の種類・型式、全揚程、吐出量、基数の欄については、当該移送取扱所に設置されているすべてのポンプについて記入すること。

なお、船舶に設置されているポンプ及び当該移送取扱所において、危険物の移送を行う屋外タンク貯蔵所の付属ポンプについては、記入する必要がないものであること。

(3) 変更許可申請書(移送取扱所を除く。)(危則様式第5)の記入方法及び記入例

(1) アからケ、サ、シ、ソ、チの例によるほか次によること。

ア 設置の許可年月日及び許可番号の欄は、当該製造所等の設置許可年月日及び番号を記入すること。ただし、移動タンク貯蔵所の常置場所の変更を伴う変更許可の場合は、設置許可行政庁も併せて記入すること。

イ 危険物の類、品名(指定数量)、最大数量の欄は、当該変更により危険物の類、品名(指定数量)、最大数量の変更がある場合は、変更後を記入すること。

ウ 変更の内容の欄は、当該製造所等の今回変更する部分を簡単に記入すること。

エ 変更の理由の欄は、当該製造所等の今回変更する理由を簡単に記入すること。

オ その他必要な事項の欄には、今回の変更内容で危令第23条を適用して特例を使用する場合にその旨を記入すること。

(4) 移送取扱所変更許可申請書(危則様式第6)の記入方法及び記入例

(2) 並びに(3)ア、オの例によるほか次によること。

- ア 設置場所の起点の欄から配管の条数の欄及び危険物の類、品名（指定数量）及び化学名又は通称名の欄からポンプの種類等の基数の欄（以下この項において「移送取扱所の概要」という。）の変更前の欄には当該移送取扱所の設置又は前回の変更許可の概要を記入すること。
- イ 移送取扱所の概要の変更後の欄は、今回の変更許可により変更する部分のみを記入し、変更しない場合は空欄とすること。
- ウ 移送取扱所の概要の変更理由の欄は、（４）イで記入した欄のみ、変更の理由を記入すること。

（委任状の作成方法）

3 委任状

- （１）設置者と申請者が異なるとき、又は代理人により申請を行うときは、当該申請に係る権原を委任する旨を証する書面（以下「委任状」という。）を添えなければならない。

ただし、製造所等の設置者の代理権又は管理の権限を有する者が申請者で、あらかじめ委任状が消防本部へ届出されている場合は、この限りでない。

- （２）設置又は変更許可申請書（以下、「許可申請書」という。）の委任状の作成方法は、次によること。

- ① 委任状の大きさは、用紙規格A4版とすること。

- ② 委任状の内容は、次によること。

なお、記載例を参考にすること。

- ア 委任者の住所、事業所名、職名、氏名、委任年月日を明記すること。

- イ 被委任者の住所、事業所名、職名、氏名を明記すること。

- ウ 委任する製造所等の設置場所及び種類並びに当該製造所等の名称等を記入すること。

- エ 委任する内容は、次によること。

- （ア）設置許可申請の場合

- a 設置許可申請、当該設置許可申請の計画変更による変更許可申請、設置完成申請の手続きに関すること。

- b 当該申請に関する申請内容の訂正及び変更並びにこれらに伴う申請書類の訂正に関すること。

- c その他当該製造所等の前記の申請に関する一切の件

- （イ）変更許可申請の場合

- a 変更許可申請及び変更完成申請の手続きに関すること。

- b 当該申請に関する申請内容の訂正及び変更並びにこれらに伴う申請書類の訂正に関すること。

- c その他当該製造所等の前記の申請に関する一切の件

委 任 状

私は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇番地、〇〇〇株式会社〇〇〇〇を代理人と定め、島根県安来市〇〇町〇〇〇番地に危険物〇〇〇〇〇貯蔵所（取扱所）を設置することについて、下記の権限を委任いたします。

記

- 1 危険物の規制に関する法令の規定による設置許可、設置完成検査前の計画変更による変更許可、設置完成検査のそれぞれの申請の手続きに関すること。
- 2 前記1に掲げる申請に関する申請内容の訂正及び変更並びにこれらに伴う申請書類の訂正に関すること。
- 3 その他、〇〇貯蔵所（取扱所）の前記申請に関する一切の件

年 月 日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇番地
〇〇〇株式会社〇〇〇事業所
代表取締役 〇〇〇〇

（設置および変更許可申請）

4 設置及び変更許可申請に必要な書類及び編さん

(1) 共通添付書類

ア 共通事項

- (ア) 申請書等の添付書類は、審査に当たって必要事項が確認できる最小限のものとする。
- (イ) 大型製造プラント等で、多数の機器、配管等が設置される施設にあっては、申請者との事前の協議を踏まえ、個別の記載ではなく、工程の概要を示す図（以下「フロー」図という。）等を活用すること。
- (ウ) 複数施設で共用する配管、消火設備、防油堤等は、代表タンク等の一の施設での申請とするものとし、他の施設においてはそれぞれの施設の付属とされる引き込み配管、放出口等について申請するものとする。
- (エ) 危令第23条の規定の適用を受ける設備については、申請者と添付図書について協議すること。
- (オ) 許可申請書には、工事中の安全対策に係る図書等を添付すること。
- (カ) 特定屋外タンク貯蔵所及び移送取扱所以外の製造所等の許可申請書については、工事計画及び工事工程表の添付は要さないものであること。
- (キ) 図書の主要な部分には、図書の表題名を記載すること。
- (ク) 図書の文字は、原則として日本語表示とすること。なお、ローマ字等による省略文字（機器番号等は除く）を使用するときは、注意書又は

凡例を明示すること。また、国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の設置に係る図書については、申請書及び構造明細書の内容を示す部分の関係図書は日本語に翻訳して添付すること。

(ケ) 施設又は設備配置等の図書図面は、原則方角を同一のものとし、方位を表す記号を表記すること。また、縮尺を附すること。

イ 設置許可申請添付書類

(ア) 設置許可申請書

(イ) 構造設備明細書（20号タンクを有するものは、タンク構造設備明細書）

(ウ) 委任状

(エ) 案内図、配置図

(オ) 当該製造所等の周囲状況図

(カ) 危険物の確認試験関係書類（一般に性状が知られているものを除く。）

(キ) 位置、構造、設備の図面及び書類等

(ク) 危険物配管関係

(ケ) 付帯設備

(コ) 換気設備、可燃性蒸気又は可燃性微粉の排出設備（製造、配置等）

(サ) 電気関係設備（照明設備、電動機等）

(シ) 避雷設備、消火設備、警報設備、避難設備の概要図、配置図及び設計仕様書

(ス) 危険物の取扱いに伴う危険要因に対応して設置する設備等に関する書類（危令第7条の3に掲げる製造所及び一般取扱所のみ）

(セ) その他必要な書類

ウ 変更許可申請添付書類

(ア) 変更許可申請書

(イ) 製造所等ごとの構造設備明細書（設置するタンクのそれぞれの構造設備明細書を含む。）

(ウ) 委任状

(エ) 案内図

(オ) 当該事業所等における当該製造所等の配置図

(カ) 製造所等ごとにそれぞれ4（2）から（12）までに規定する位置、構造、設備の図面のうち、変更許可申請の内容が含まれている図面、書類等

(キ) 当該製造所等に設置する消火設備のうち、変更許可申請の内容に消火設備の変更が含まれている場合は、当該消火設備の概要及び設計図書。ただし、当該製造所等に第4種及び第5種の消火設備の増設が変更許可申請の内容に含まれている場合は、消火設備所要単位算定表及び配置図

(ク) 当該製造所等に設置する警報設備、避難設備のうち、変更許可申請の内容に警報設備、避難設備の変更が含まれている場合は、当該警報設備、避難設備の概要及び設計図書

(ケ) 危険物の取扱いに伴う危険要因に対応して設置する設備等を変更する場合は、当該設備等に関する書類

(コ) その他申請に必要な書類

エ 添付書類の内容

添付書類の標準的な記載内容は、次に示すとおりとする。ただし、製造

所等の安全性等を確認できる場合は、これらにかかわらず簡略化することができるものであること。

- (ア) 主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根等）については、平面図等に構造等を記載すること。主要構造部を耐火構造とし、又は不燃材料で造る場合で国土交通大臣の認定品を使用するときは、現場施工によるものを除き、認定番号を記載すれば、別途構造図の添付を要さないこと。
- (イ) 窓及び出入口については、平面図等に位置、寸法、構造等を記載すること。窓又は出入口の特定防火設備等で国土交通大臣の認定品を使用する場合には、認定番号を記載すれば、別途構造図の添付を要さないこと。
- (ウ) 排水溝、貯留設備（ためます等）については、平面図に位置及び寸法を記載することにより、別途構造図の添付は要さないこと。
- (エ) 工作物にあつては架構図（架構等の姿図）及び構造図を、防火塀、隔壁等にあつては位置を示した平面図及び構造図を添付すること。
- (オ) タンク、塔槽類、危険物取扱設備等については、構造図を添付すること。ただし、小規模な危険物取扱設備等（タンク等の支柱、油面計等の附属設備を含む。）については、配置図等に位置、材質等を記載することにより、別途構造図の添付を要さないものであること。
- (カ) 計装機器等（危険物の取扱いを計測又は制御するための機器をいう。）は、配置図等に位置、機能等を記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。

なお、大型製造プラント等、多数の設備を有する施設においては、フロー図等に計装機器等の概要を記載することにより、別途構造図の添付を要しないこと。

- (キ) 危険物取扱設備と関連のある（危険物の貯蔵又は取扱い上安全性に影響するものをいう。）非対象設備等及び危険範囲（可燃性蒸気が漏れ又は滞留し、何らかの点火源により爆発等のおそれがある範囲をいう。）にある危険物取扱設備と関連のない非対象設備は、配置図等に名称、防爆構造（防爆対策を含む。）等を記載することにより、別途構造図等の添付を要さないこと。
- (ク) 危険物取扱設備と関連のない（危険物の貯蔵又は取扱い上安全性に影響しないものをいう。）非対象設備で危険範囲にないものは、配置図等に名称、材質を記載することにより、別途構造図等の添付を要さないこと。

(ケ) 地上配管

- a 製造所及び一般取扱所の地上配管は、多数の配管を設置する施設の場合、フロー図等に材質、口径等を記載することにより、配置図等の配管ルート等の記載を省略することができること。ただし、保有空地内に敷設する配管については、bの施設範囲外に敷設する地上配管の例による。
- b 製造所及び一般取扱所以外の危険物施設並びに製造所等の施設範囲外に敷設する地上配管は、配管ルートを配置図等に記載すること。敷設断面、配管支持物（耐火措置を含む。）等については、一定箇所ごとの断面、構造等の状況を配置図等に記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。

なお、大型製造プラント等においてはフロー図等に、設置に係る設計条件（保有空地、他の施設等の通過状況、構内道路の横断状況、

配管支持物の状況等)を記載することにより、配管ルート等の記載を省略することができる。

- c bのほか、配管の敷設位置、敷設方法、材料、構造、耐火性等を示した設置図及び配管構造図の添付は、審査にあたり具体的な必要性が認められる場合とし、その判断にあつては、「申請・届出書類の合理化について」(H13.3.29消防危第39号通知)を参考にすること。
- (コ) 地下配管については、配管ルートを配置図等に記載すること。敷設断面、腐食防止措置(電気防食措置の場合にあつては位置及び構造)については、一定箇所ごとの断面、敷設状況等を配置図等に記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。
- (サ) 構造計算書等については、原則として計算のための諸条件、計算式及び計算結果のみを記載したものとし、次のうち必要なものを添付すること。
 - a 製造所等の貯蔵又は取扱量の算定書
 - b タンク容量計算書
屋外貯蔵タンク、屋内貯蔵タンク、地下貯蔵タンク、移動貯蔵タンク、簡易貯蔵タンク、20号タンク及び給油取扱所等に係る専用タンク又は廃油タンク等については、タンクの容量計算書を添付すること。
 - c タンク板材料の強度検討計算書
 - ・タンクの使用条件が不圧であるタンク
 - ・アルミニウム及びステンレス等、鋼板以外の材料を用いた場合
 - ・その他必要なもの
 - d 屋外貯蔵タンク、屋外20号タンク
 - ① 容量500k1未満のタンク
 - ・耐震、耐風圧(支柱又は架台型式にあつては、その強度等を含む。)計算書(危則第21条)
 - ・JIS B 8265(圧力容器の構造—一般事項)、JIS B 8266(圧力容器の構造—特定規格)、JIS B 8501(鋼製石油貯蔵の構造)、JIS B 8502(アルミニウム製貯蔵の構造)による構造計算書
 - ・基礎地盤にあつては、建基法に準拠する地震の許容応力度及び基礎ぐい許容支持力に係る計算書又はタンク荷重により生ずる応力に対して安全であるため4rfvの計算書(危則第20条の2)
 - ・容量100k1未満のタンクについては、b及びcの計算書を省略することができる。
 - ② 容量500k1以上1000k1未満のタンク
 - ・基礎、地盤、タンク構造(支柱又は架台型式にあつては、その強度等を含む。)計算書(危則第20条の3の2及び第20条の4の2)
 - ③ 容量1000k1以上のタンク
 - ・基礎、地盤、タンク構造(支柱又は架台型式にあつては、その強度等を含む。)計算書(危則第20条の2及び第20条の4)
 - e サイトグラス
20号タンク又は配管にサイトグラス(のぞき窓)を設ける場合の強度計算書
 - f 防油提

- ① 防油提容量計算書(危告示第4条の2)
- ② 防油提の構造(危則第22条第2項第9号)に関する照査荷重その他荷重によって生ずる応力に係る計算書、許容応力度計算書、地盤支持力計算書、安定に関する計算書(S52.11.14消防危第162号)
- g 架構棟の工作物及び危険物配管ラック
静的震度法又は修正震度法による計算書(H8.10.15消防危第125号)又は建基法に準拠する構造計算書(地盤、基礎ぐい計算を含む。)
- h 塔槽類(高さ6m以上の危険物を取り扱うもので、屋外の地盤面に独立して設置する(自立型式)ものに限る。)耐震、耐風圧計算書
- i 屋内貯蔵所及び屋外貯蔵所の架台
静的震度法又は修正震度法による計算書(H8.10.15消防危第125号)及び耐風圧計算書(屋外に設置するものに限る。)
- j 可燃性蒸気排出設備
排出設備の換気能力に係る排出量の計算書
- k 建築物(建基法第6条第1項に規定する建築物)の構造計算書
- l その他必要な計算書
- (シ) 電気設備について
 - a 危険範囲の電気設備については、配置図等に位置、防爆構造記号等を記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。電気配線については、各配線システムのルート及び構造(施工方法等)を配置図等に記載すること。
 - b 危険範囲外の電気設備については、電気設備の記載は要さないこと。
電気配線については、配置図等へ主電源等から危険範囲に至る主配線のルートのみを記載することとし、その他の電気配線のルートについては、記載を要さないこと。
- (ス) 構造設備明細書については、設備、機器等を多数設置する場合、設備、機器等のリストを別紙として添付することができること。
- (セ) 避雷設備、消火設備、警報設備、避難設備の設計書については、計算のための諸条件、計算結果のみを記載したものとすることができること。
 - a 避雷設備図
避雷設備の概要及び対象物が受雷部システムにより包含されている状況図(平面図及び立面図)並びに引き下げ導線システムの敷設状況、設置システム等の状況等を記載したものとすること。
 - b 消火設備図
 - ① 消火設備の設計書
水槽及び消火薬剤の貯槽等の耐震設計、水源の必要量及びポンプ能力、必要薬剤量及び予備電源能力等を検討したものとすること。設計書の計算については、計算のための諸条件、計算式及び計算結果のみを記載したものとすること。
 - ② 消火系統図
他の製造所等と共用する場合は、その範囲を明示すること。
 - ③ 配置図
有効包含範囲を明示すること。ただし、第1種及び第3種の移動式消火設備にあつては、有効包含範囲のほか防護対象物までの

水平距離、加圧送水装置及び原液タンクにあつては、防護対象物までの水平距離をそれぞれ明示すること。

④ 断面図

第2種消火設備及び第3種消火設備（移動式を除く。）にあつては、取り付け位置を明示すること。

⑤ 構造図

原液タンク、泡混合器、加圧送水装置、消火栓及び非常電源等の構造を明示すること。

⑥ 配管図

材質、口径、敷設状況（レベル、配管支持物等）を明示すること。

⑦ 配備図

非常電源用の電気配線を明示すること。

c 警報設備図

① 自動火災報知設備は、平面図、配線系統図及び機器構造図（発信機、ベル等の包含範囲の明示を含む。）の設計書を添付すること。

② ①以外の警報設備は、配置図又は設備図に位置、機能及び防爆構造の種類を記載することにより別途構造図の添付は要さない。

d 避難設備図

非常電源用の電気配線を明示すること。

(2) 製造所、一般取扱所

(1) イ(キ)に定める位置、構造、設備の図面、書類等は、次のとおりとする。

ア 危険物施設全体のフローシート

イ 建築物関係

ウ 危険物施設機器

エ その他貯蔵又は取扱いの形態により、各製造所等の区分に準じて編さんすること。

(3) 屋内貯蔵所

(1) イ(キ)に定める位置、構造、設備の図面、書類等は、次のとおりとする。

ア 建築物関係

イ 架台の設計図書及び計算書

ウ 油種別貯蔵図

(4) 屋外タンク貯蔵所

(1) イ(キ)に定める位置、構造、設備の図面、書類等は、次のとおりとする。

ア タンク容量計算書

イ 計算書及び施工要領書

(ア) 特定屋外タンク貯蔵所及び小規模屋外タンク貯蔵所の技術基準に係る項目

a 側板の厚さ

b 地盤の極限支持力度と地震による最大応力に関する検討

c 地盤のすべりに対する安全確保

d 地盤の許容支持力及び沈下の検討

e くいの許容支持力及びくい反力

f 本体の許容力及び応力の算定（耐震及び耐風圧構造に関する検討、

固定のためのボルトを設けるものにあつてはその強度計算書)

- g 強め輪の必要断面係数 (JIS B 8501)
- h 大気弁・通気口の容量検討 (JIS B 8501)
- i 側板の開口穴に対する補強 (JIS B 8501)
- j 溶接施工要領書 (溶接施工確認試験を含む。)
- k 非破壊検査要領書
- l 地盤検査要領書
- m その他必要と認められる書類

(イ) (ア) 以外の屋外タンク貯蔵所

- a 側板の厚さ
- b 本体の許容応力及び応力の計算 (耐震及び耐風圧構造に関する検討、固定のためのボルトを設けるものにはその強度計算書)
- c 大気弁・通気口の容量検討 (JIS B 8501)
- d 側板の開口穴に対する補強 (JIS B 8501)
- e 溶接施工要領書 (現場施工の場合)
- f その他必要と認められる書類

ウ タンク本体製作図

エ その他貯蔵する危険物の性状により不可欠となる設備

オ 防油堤

カ 基礎構造図、地盤製造図等

キ 防火設備の設計書

ク 防火設備

(5) 屋内タンク貯蔵所

(1) イ (キ) に定める位置、構造、設備の図面、書類等は次のとおりとする。

ア タンク容量計算書

イ 位置図

ウ 建築物関係

エ 危険物令第12条第2項第8号に基づく漏れた危険物を収納できる旨の容量計算書

オ タンク本体製作図

カ その他貯蔵する危険物の性状により不可欠となる設備

(6) 地下タンク貯蔵所

(1) イ (キ) に定める位置、構造、設備の図面、書類等は次のとおりとする。

ア タンク容量計算書

イ 位置図

ウ タンク本体製作図

エ その他貯蔵する危険物の性状により不可欠となる設備

オ 地耐力に対する検討

カ 浮力に対する検討

キ 土木関係設備

(7) 簡易タンク貯蔵所

(1) イ (キ) に定める位置、構造、設備の図面、書類等は次のとおりとする。

ア タンク容量計算書

イ 位置図

ウ 建築関係

エ タンク本体製作図

(8) 移動タンク貯蔵所

(1) イ(キ)に定める位置、構造、設備の図面、書類等は次のとおりとする。

ア 移動タンク共通事項

各図面の記載要領はH9.3.26消防危第33号により記載すること。

- (ア) 配置図
- (イ) 外観三面図
- (ウ) タンク容量計算書
- (エ) タンク構造図
- (オ) 配管概要図
- (カ) 安全装置構造図
- (キ) 可燃性蒸気回収設備概要図
- (ク) 側面枠取付図
- (ケ) 側面枠構造図
- (コ) 防護枠取付構造図
- (サ) 底弁及び閉鎖装置図
- (シ) 電気設備概要図
- (ス) 注入ホース構造図
- (セ) 静電気除去装置構造図

イ 積載式移動タンク貯蔵所

前記アのほか、次に掲げるものとする。

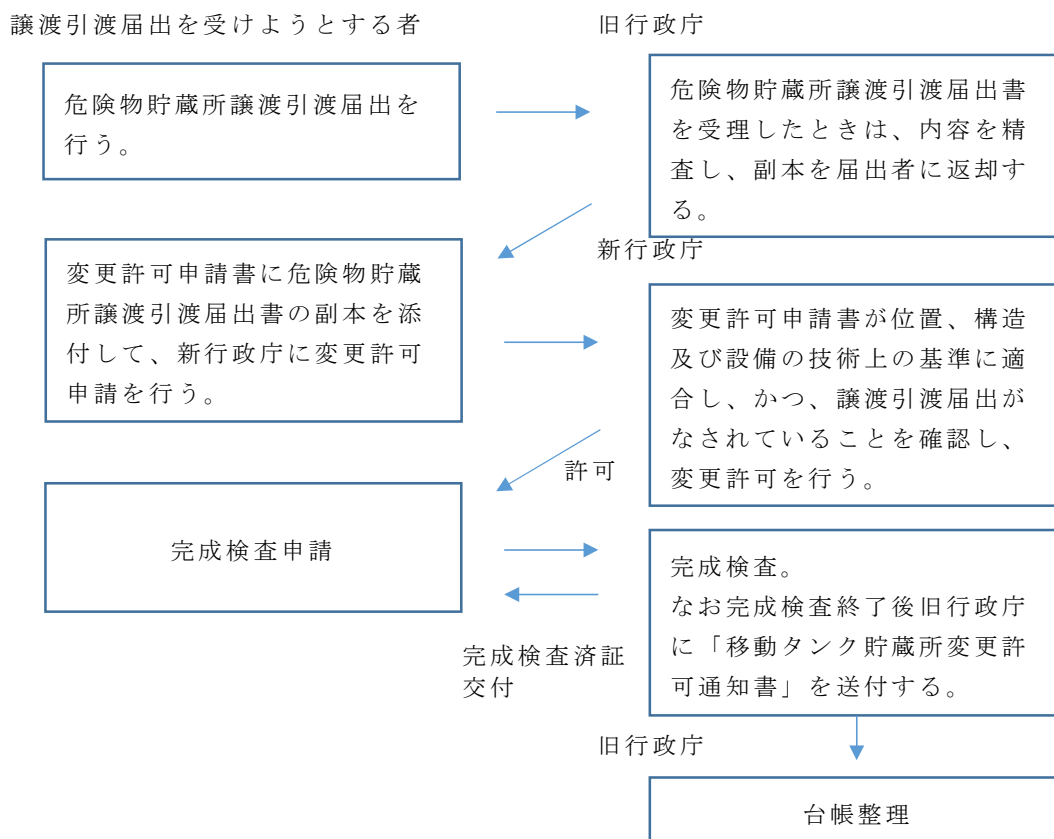
- (ア) 貯蔵が予想されるすべての危険物の類・品名・化学名・数量及び指定数量の倍数の一覧表
- (イ) 日本海事検定協会等の検査証明書の写し又はタンク検査済証の写し(積載式移動タンク貯蔵所のうち国際輸送用のみ)
- (ウ) 箱枠構造図及び強度計算書(箱枠を有する積載式移動タンク貯蔵所のみ)
- (エ) 緊結金具及びすみ金具強度計算書

ウ 移動タンク貯蔵所の常置場所の変更許可申請に必要な書類は、次に掲げるものとする。

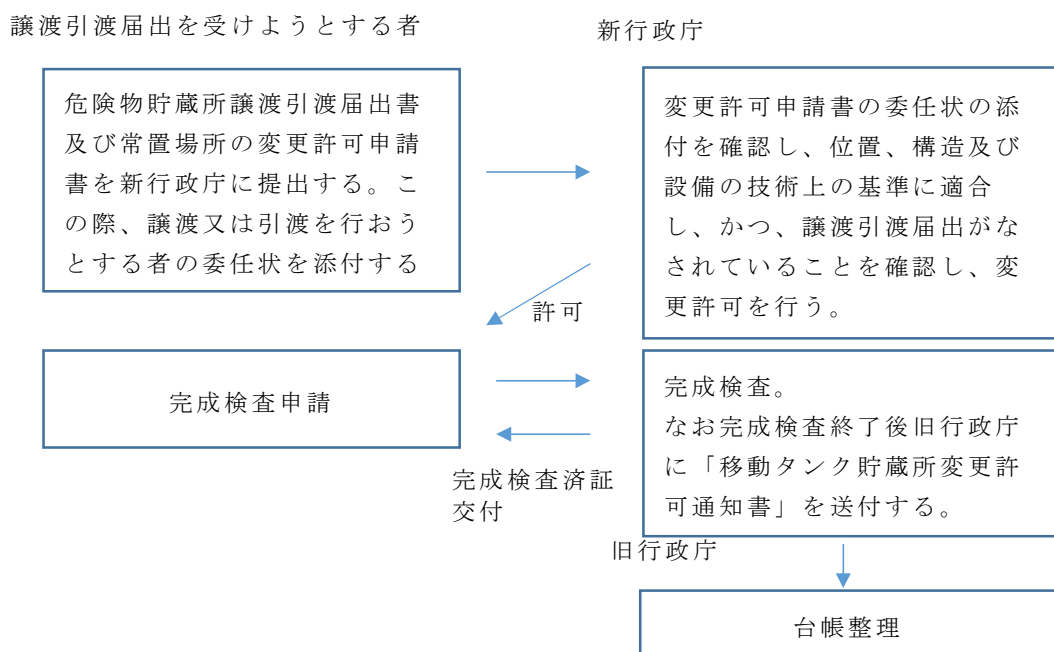
- (ア) 変更する常置場所の位置の図面
- (イ) 申請書には、次の書類の写しを添付すること。
 - a 変更前の設置及び最新の許可書及びこれに添付されて返却された申請図書
 - b タンク検査済証
 - c 変更前の設置及び最新の完成検査済証
 - d 危険物製造所等譲渡引渡届出書(旧行政庁(変更前の常置場所を管轄する市町村長等)に届出されたもの)
 - e その他必要に応じ添付するもの
 - ① 危険物製造所等品名、数量又は指定数量の倍数の変更届出書
 - ② 譲渡、引渡に関する委任状等(申請者が、直接新行政庁(変更後の常置場所を管轄する市町村長等)に対し、常置場所の変更許可申請と譲渡引渡届出を同時に行う場合)
 - ③ 常置場所の賃貸証明書等(◆)
- (ウ) 上記の添付書類は、当該申請書に変更前の許可書(原本)、タンク検

査済証（正）及び完成検査済証（原本）の添付ができるものであり、この場合には、当該申請書を許可書に添付し申請者に交付すること。

旧行政庁に譲渡引渡届出を行う場合のフロー図



新行政庁に譲渡引渡届出及び変更許可申請を同時に行う場合のフロー図



(9) 屋外貯蔵所

(1) イ(キ)に定める位置、構造、設備の図面、書類等は次のとおりとする。

- ア 外観
- イ 架台の設計図書及び計算書
- ウ 油種別貯蔵図

(10) 給油取扱所

(1) イ(キ)に定める位置、構造、設備の図面、書類等は次のとおりとする。

- ア 地下タンク容量計算書
- イ 給油取扱所求積図及び空地比求積図
- ウ 平面図、勾配図及び緑地図
- エ 立面図及び断面図
- オ 矩計図
- カ 展開図及び建具表
- キ タンク本体製作図
- ク 土木関係
- ケ その他危険物関係
- コ 排水関係
- サ 外構図
- シ 電気関係
- ス サービス機器関係
- セ 固定給油設備及び固定注油設備関係

固定給油設備及び固定注油設備（以下「固定給油設備等」という。）で、危険物保安技術協会の型式試験確認を受けたもの（以下「確認済機種」という。）にあつては、次の書類以外は必要ないものであること。

なお、確認済機種は給油取扱所に設置する場合のみ有効であり、一般取扱所等に設置する場合には、確認済機種としては扱われないものであること。

(ア) 給油取扱所構造明細書に型式機種名及び確認番号（例TA-01-002：固定給油設備等に貼られている型式試験確認済証（A012545）の番号ではないので、注意すること。）を記載すること。

(イ) 固定給油設備等の型式試験確認証明書の写し

(ウ) 外型構造図

ソ 確認済機種以外の固定給油設備等にあつては、次の書類を添付すること。

(ア) 固定給油設備等の仕様書

(イ) 外観構造図（材質を含む。）

(ウ) 先端弁構造

(エ) ポンプ吐出部以降の給油管及び送油管のうち弁、計量器等を除く部分の0.5MPaの配管圧力試験成績書。ただし、S62.5.1以前に設置されている確認済機種以外の機種を移設（当該許可施設以外でも可。ただし、S62.5.1以前に設置の許可を受けているものに限る。）する場合は、配管圧力試験成績書を省略することができる。

(11) 販売取扱所

(1) イ(キ)に定める位置、構造、設備の図面、書類等は次のとおりとする。

- ア 建築関係（全体図、配置図、主要構造部、出入口、窓の構造及び材質、床

の構造及び傾斜並びに貯留設備（ためます等）等の設置、区画の位置、構造等）

(12) 移送取扱所

(1) イ(キ)に定める位置、構造、設備の図面、書類等は次のとおりとする。

ア 計算書（配管強度、架台強度等）

イ 配管系の安全装置等（運転監視装置、安全制御装置、圧力安全装置、漏えい検知装置、緊急しや断弁、感震装置、通報装置、警報装置、巡回監視車、予備動力源等）

(構造明細書)

5 構造設備明細書の記入方法及び記入例

構造設備明細書の記入方法は次によること。

なお、当該構造設備明細書の所定の欄に記入できない場合は、当該欄には、「別紙○参照」又は「別添資料○参照」と記入し、別紙若しくは別添資料に当該内容を記入すること。

また、該当しない欄は、斜線を引くこと。

(1) 製造所・一般取扱所構造設備明細書（危則様式第4のイ）の記入方法は次によること。

ア 「事業の概要」の欄は、当該製造所・一般取扱所の設置している事業所等の主たる事業の概要を記入すること。

なお、括弧書きにより当該事業所の敷地面積を記入すること。

イ 「危険物の取扱作業の内容」の欄は、危険物の取扱い及び取扱いに伴う貯蔵等の概要を記入すること。

ウ 「敷地面積」の欄は、製造所・一般取扱所として規制されるエリアの面積を記入すること。

エ 1棟の建築物のすべてが製造所・一般取扱所として規制される場合の「建築物の構造」の欄の記入方法は、次によること。

(ア)「階数」の欄は、当該建築物の建基法施行令第2条第8号で規定する階数を記入すること。

ただし、地階がある場合は、「地上○階、地下○階」と記入すること。

(イ)「建築面積」の欄は、当該建築物の建基法施行令第2条第2号で規定する面積を記入すること。

(ウ)「延べ面積」の欄は、当該建築物の建基法施行令第2条第4号で規定する面積を記入すること。

(エ)「壁」のうち「延焼のおそれのある外壁」の欄は、当該建築物の外壁のうち、建基法第2条第6号の規定に該当する部分がある場合に、当該外壁の構造を記入すること。

なお、当該外壁に開口部がある場合は、括弧書きで開口部の構造も併せて記入すること。

例：当該外壁の構造が、鉄筋コンクリート造であり、開口部が自動閉鎖式特定防火設備の場合は、「鉄筋コンクリート造（開口部：自動閉鎖式特定防火設備）」と記入すること。

(オ)「壁」のうち「その他の壁」の欄は、当該建築物のうち、延焼のおそれのある外壁以外の外壁、仕切り壁等の構造及び当該構造の建基法における構造（「耐火構造」、「防火構造」、「不燃材料」等）を括弧書きで記入すること。

例：当該壁が、石こうボードの場合は、「石こうボード」（防火構造）と記入すること。

(カ)「柱」、「床」、「はり」、「屋根」の欄は、当該部分の構造を記入すること。

なお、建基法における構造も併せて記入すること。

(キ)「窓」の欄は、外壁部分にある窓の材質（網入ガラス、普通ガラス等）及び窓枠の材質（スチールサッシ、アルミサッシ等）並びに建基法における耐火性能（特定防火設備、防火設備等）を括弧書きで記入すること。

例：当該窓の材質が網入ガラス、窓枠がアルミサッシで防火設備の認定品の場合は、「網入ガラス、アルミサッシ（防火設備）」と記入すること。

(ク)「出入口」の欄は、外壁部分にある出入口の材質（鉄製、アルミニウム製等）及び出入口の枠並びに建基法における耐火性能を記入すること。

(ケ)「階段」の欄は、「屋内階段」、「屋外階段」の区分、階段の数、階段の構造、階段室の場合は、区画の有無及び区画構造を記入すること。

例：当該建築物に屋外階段（鉄製）が1箇所、屋内階段（耐火構造、階段室有（耐火区画））が2箇所ある場合は、「屋外階段（鉄製）1箇所、屋内階段（耐火構造、階段室有（耐火区画））2箇所」と記入すること。

オ 1棟の建築物の一部に設置した製造所・一般取扱所の場合の「建築物の構造」の欄の記入方法は、次によること。

(ア)「階数」の欄は、当該製造所・一般取扱所が設置されている階数を記入すること。ただし、地階がある場合は、「地上〇階、地下〇階」と記入すること。

例：一般取扱所が、当該建築物の地上1階と地下1階部分の一部に設置されている場合は、「地上1階、地下1階」と記入し、一般取扱所が、当該建築物の2階部分の一部に設置されている場合は、「2階」と記入すること。

(イ)「建築面積」の欄は、当該製造所・一般取扱所が設置されている部分の面積を記入すること。

ただし、当該製造所・一般取扱所が、1階部分以外に設置されている場合も当該階をグラウンドラインと仮定して当該部分の面積を記入すること。

なお、複数の階にわたる場合は、グラウンドラインに近い階の部分の面積を記入すること。

例：製造所が、当該建築物の2階部分の一部（50㎡）及び3階部分の一部（100㎡）に設置されている場合は、2階部分の「50㎡」を記入すること。また、一般取扱所が、当該建築物の地下1階部分の一部（100㎡）及び地下2階部分の一部（200㎡）に設置されている場合は、地下1階部分の「100㎡」を記入すること。

(ウ)「延べ面積」の欄は、当該製造所・一般取扱所が複数の階に設置されている場合に、当該製造所・一般取扱所の部分の合計面積を記入すること。

(エ)「壁」のうち「延焼のおそれのある外壁」の欄は、当該製造所・一

般取扱所の外壁のうち、建基法第2条第6号の規定に該当する部分がある場合に、当該外壁の構造を記入すること。

なお、当該外壁に開口部がある場合は、括弧書きで開口部の構造も併せて記入すること。

(オ)「壁」のうち「その他の壁」の欄は、当該製造所・一般取扱所のうち、他用途部分との区画の壁、延焼のおそれのある外壁以外の外壁の構造及び当該構造の建築基準法における構造（「耐火構造」、「防火構造」、「不燃材料」等）を括弧書きで記入すること。

(カ)「柱」、「床」、「はり」の欄は、当該製造所・一般取扱所部分の該当する部分の構造を記入すること。

なお、建基法における構造も併せて記入すること。

(キ)「屋根」の欄は、当該製造所・一般取扱所の屋根又は上階がある場合は、上階の床の構造を記入すること。

(ク)「窓」の欄は、当該製造所・一般取扱所の外壁部分にある窓又は他用途部分との区画に設置された窓の材質（網入ガラス、普通ガラス等）及び窓枠の材質（スチールサッシ、アルミサッシ等）並びに建基法における耐火性能（特定防火設備、防火設備等）を括弧書きで記入すること。

(ケ)「出入口」の欄は、当該製造所・一般取扱所の外壁部分にある出入口又は他用途部分との区画に設置された出入口の材質（鉄製、アルミニウム製等）及び出入口の枠並びに建基法における耐火性能を記入すること。

(コ)「階段」の欄は、当該製造所・一般取扱所に接続された階段について「屋内階段」、「屋外階段」の区分、階段の数、階段の構造、階段室の場合は、区画の有無及び区画構造を記入すること。

カ 1棟の建築物のすべてが製造所・一般取扱所として規制される場合は「建築物の一部に製造所（一般取扱所）を設ける場合の建築物の構造」の欄は、記入せず斜線を引くこと。

なお、1棟の建築物の一部に設置した製造所・一般取扱所の場合の「建築物の一部に製造所（一般取扱所）を設ける場合の建築物の構造」の欄の記入方法は、次によること。

(ア)「階数」の欄は、当該製造所・一般取扱所が設置されている建築物全体の建基法施行令第2条第8号で規定する階数を記入すること。ただし、地階がある場合は、「地上〇階、地下〇階」と記入すること。

(イ)「建築面積」の欄は、当該製造所・一般取扱所が設置されている建築物全体の建基法施行令第2条第2号で規定する面積を記入すること。

(ウ)「延べ面積」の欄は、当該製造所・一般取扱所が設置されている建築物全体の建基法施行令第2条第4号で規定する面積を記入すること。

(エ)「建築物の構造概要」の欄は、当該製造所・一般取扱所が設置されている建築物全体の建基法第2条第5号で規定する主要構造部の構造の概要を記入すること。

キ 「製造（取扱）設備の概要」の欄は、危険物を製造し、又は取り扱う機器、設備のうち、次に掲げるものを記入すること。

(ア) 蒸留塔、反応塔、中間ドラムその他これらに類する施設の設置基数及びそれぞれの最高地上高さ

(イ) 20号タンクに該当しない反応槽、攪拌槽、焼き入れ槽その他これらに類する施設の容量及び設置基数

- (ウ) 熱交換器、凝縮器その他これらに類する施設の設置基数
 - (エ) 危険物を取り扱うポンプの設置基数
 - (オ) ボイラー、加熱炉その他これらに類する施設のそれぞれ性能及び設置基数
 - (カ) 工作機械、油圧機械その他これらに類する施設の設置基数
 - (キ) 危険物を出荷するローディングアームの設置基数
 - (ク) 危険物を出荷するノズル、固定給油設備その他これらに類する施設(ローディングアームを除く。)のそれぞれの性能、確認済機種にあってはKHKによる確認番号及び設置基数
 - (ケ) 印刷機、塗料等の吹き付け機その他これらに類する施設の設置基数
 - (コ) 上記以外に危険物を製造し、又は取り扱う機器の概要
- ク 「危令第九条第一項第二十号のタンクの概要」の欄は、当該製造所・一般取扱所において設置されている20号タンクのそれぞれの容量及び設置基数並びに屋外貯蔵タンクにあっては防油堤の構造及び容量を記入すること。
- ケ 「配管」の欄は、当該製造所・一般取扱所に設置されている配管又は附属配管の材質について、記入すること。
 なお、この場合において、JIS記号でも認められるものであること。また、当該配管が地下埋設配管の場合は、配管外面の保護方法についても記入すること。
- コ 「加圧設備」とは、危険物製造・取扱機器、配管等に外部から圧力を加える設備等をいい、当該欄には、加圧される危険物の化学名又は通称名、加圧を行う設備又は施設名、圧力及び加圧する物質を記入すること。ただし、正圧又は負圧で5kPaを超えない設備については、該当しないものであること。
 例：製造所において、植物油の20号タンクに窒素により200kPaの圧力で加圧する場合は、「植物油20号タンク、200kPa加圧(窒素)」と記入すること。
- サ 「加熱設備」とは、危険物を直接、間接的に加熱する設備等をいい、当該欄には、加熱される危険物の化学名又は通称名、加熱する設備又は施設名、最高加熱温度及び加熱媒体を記入すること。
 ただし、危険物を保温する設備は、当該設備には該当しないものであること。
 例：製造所において、重油を加熱炉(直火)で摂氏200度まで加熱する場合は、「重油、加熱炉、200℃(直火)」と記入すること。
- シ 「乾燥設備」とは、危険物を直接乾燥する設備又は危険物に含まれる溶剤等を蒸発させる設備をいい、当該欄には、乾燥される危険物の化学名又は通称名、乾燥する設備又は施設名、乾燥設備の最高温度、電気設備がある場合は、防爆のランク等を記入すること。
- ス 「貯留設備」の欄には、当該製造所・一般取扱所に設置してある、ためます、拡散防止措置(側溝、囲い)、油分離槽等の有無及びそのサイズ又は排水系統を記入すること。
- セ 「電気設備」の欄は、配線、スイッチ、照明、電動機等の構造及び防爆ランク等を記入すること。ただし、総合的に「電気設備の基準により設置」と記入することも認められるものであること。
- ソ 「換気、排出の設備」の欄は、当該製造所・一般取扱所において、窓の開閉又は上部に設置された換気扇のみ等自然換気又は排出の場合は「自然

換気」と、可燃性蒸気等が滞留するおそれのある場所のみを強制換気又は排出を行っている場合は、「一部強制換気」と、全体を強制換気又は排出を行っている場合は、「強制換気」を記入すること。

タ 「静電気除去設備」とは、危険物が流動する際に発生する静電気等を除去する設備をいい、当該欄には、電気設備に関する技術基準を定める省令（S40.6通商産業省令第61号）第19条第1項に定める接地工事の種類又は「アース」と記入すること。

なお、電動機等電気設備の設置により設置する接地は、該当しないものであること。

チ 「避雷設備」の欄は、当該製造所・一般取扱所に設置した「独立避雷針」、「独立架空地線」、「ケージ」のうち該当するものを記入すること。

なお、当該製造所・一般取扱所が他の施設の避雷設備の保護角内にあるため、避雷設備を設置しない場合は、他の施設の避雷設備の区分及び括弧書きで他の施設の名称等を記入すること。

ツ 「警報設備」の欄は、危則第37条で規定する区分のうち、当該製造所・一般取扱所に設置したものを記入すること。

テ 「消火設備」の欄は、危令別表第5の消火設備の区分のうち、当該製造所・一般取扱所に設置したものを記入すること。ただし、当該製造所・一般取扱所の一部に設置したものについては、その部分を括弧書きで記入すること。

ト 「工事請負者住所氏名」の欄は、設置者等から工事を請け負った法人の名称及び住所並びに当該法人における当該工事の責任者の氏名、電話番号を記入すること。

(2) 屋内貯蔵所構造設備明細書（危則様式第4のロ）の記入方法は次によること。

ア 「事業の概要」の欄は、前記5（1）アの例によること。

イ 「建築物の構造」の欄は、「軒高」及び「階高」の欄を除き、前記5（1）オの例によること。

なお、「軒高」及び「階高」の欄には、次によること。

(ア) 1棟の建築物のすべてが屋内貯蔵所として規制される場合は、危令第10条第1項第4号で規定する軒高を記入すること。

(イ) 1棟の建築物の一部に設置した屋内貯蔵所の場合は、危令第10条第2項第1号で規定する階高を記入すること。

ウ 1棟の建築物のすべてが屋内貯蔵所として規制される場合の「建築物の一部に貯蔵所を設ける場合の建築物の構造」の欄は、記入せず斜線を引くこと。

なお、1棟の建築物の一部に設置した屋内貯蔵所の場合の「建築物の一部に貯蔵所を設ける場合の建築物の構造」の欄の記入方法は、前記5（1）カの例によること。

エ 「架台の構造」の欄は、当該屋内貯蔵所に設置した架台の材質、段数、縦、横、高さ及び設置台数を記入すること。

なお、当該架台が、自動ラックの場合は、その旨も併せて記入すること。

オ 「採光、照明の設備」の欄は、当該屋内貯蔵所に設置した採光及び照明設備の種類等概要を記入すること。

カ 「換気、排気の設備」、「電気設備」、「避雷設備」の欄は、それぞれ前記5（1）セ、ソ、チの例によること。

キ 「通風、冷房装置等の設備」の欄は、当該屋内貯蔵所に設置した通風、

冷房及び暖房装置の概要を記入すること。

ク 「警報設備」、「消火設備」、「工事請負者住所氏名」の欄は、それぞれ前記5(1)ツ、テ、トの例によること。

(3) 屋外タンク貯蔵所構造設備明細書(危則様式4のハ)の記入方法は次によること。

ア 「事業の概要」の欄は、前記5(1)アの例によること。

イ 「貯蔵する危険物の概要」の欄は、当該屋外タンク貯蔵所に貯蔵する危険物の引火点及び最高貯蔵温度を記入すること。

ウ 「基礎、据付方法の概要」の欄は、当該タンクの地盤の改良方法、基礎型式及びタンク固定方法の概要を記入すること。

なお、杭基礎、リング基礎については、「杭又はリングを用いた特定屋外貯蔵タンクの基礎及び地盤に関する運用基準について」に示す構造のものをいうこと。(S57.2.22消防危第17号通知)

エ 「タンクの構造、設備」の欄は、次によること。

(ア) 形状の欄は、形状及び屋根形状により次に掲げる区分等により記入すること。

- a 縦置円筒型(コーンルーフ)
- b 縦置円筒型(ドームルーフ)
- c 縦置円筒型(フローティング)
- d 縦置円筒型(インナーフローティング)
- e 横置円筒型
- f 角型

(イ) 「常圧・加圧(kPa)」の欄は、当該タンクの貯蔵方法に該当するものに○を付け加圧の場合はその圧力を記入すること。

なお、常圧とは、正圧または負圧で5kPaを超えないものをいう。

(ウ) 「寸法」の欄は、次によること。

- a 縦置円筒型タンクの場合は、内径及び側板のトップアングルまでの高さを記入すること。
- b 横置円筒型タンクの場合は、内径、胴長(円筒部分の長さ)、鏡出及び全長を記入すること。
- c 角型タンクの場合は、縦、横及び高さを記入すること。

(エ) 「容量」の欄は、当該タンクの最大許可容量を記入すること。

(オ) 「材質、板厚」の欄は、当該タンクのそれぞれの部分の材質及び板厚を記入すること。ただし、材質については、JIS記号でも認められるものであること。

(カ) 「通気管」の欄は、当該タンクに設置された通気管の種別、設置数及び当該通気管の内径及び作動圧を記入すること。

なお、内径については必ず記入すること。

(キ) 「安全装置」の欄は、当該タンクが圧力タンクの場合、その種別、設置数、内径及び作動圧を記入すること。

(ク) 「液量表示装置」の欄は、当該タンクに設置した液面計の形式等を記入すること。

(ケ) 「引火防止装置」の欄は、当該タンクに設置されている通気管に引火防止装置がある場合は、有に○を付けること。

(コ) 「不活性気体の封入設備」の欄は、当該タンクに不活性気体を封入する設備がある場合、当該設備の概要を記入すること。

(サ) 「タンク保温材の概要」の欄は、当該タンクの外面に保温材がある場

- 合、保温材の材質、固定方法等を記入すること。
- オ 「注入口の位置」の欄は、当該タンクにドラム缶、移動タンク貯蔵所等（船舶又は他の許可施設を除く。）から受け入れる口がある場合、当該受入口の設置場所及び設置場所が防油堤の内側か外側かを記入すること。
- カ 「注入口付近の接地電極」の欄は、当該注入口付近にローリーアース等がある場合は、有に○を付けること。
- キ 「防油堤」の欄は、次によること。
- （ア）「構造」の欄は、当該防油堤の構造を記入すること。
- （イ）「容量」の欄は、当該防油堤の容量及び括弧書きで、当該防油堤内にある最大貯蔵タンクの番号及び当該タンクの容量を記入すること。
- （ウ）「排水設備」の欄は、当該防油堤内の雨水等の排水系統を記入すること。
- ク 「ポンプ設備の概要」の欄は、当該タンクの受払いを行っているポンプの種類及び最大吐出量、ポンプの原動機の種類及び防爆構造等を記入すること。
- ケ 「避雷設備」の欄は、当該タンクに設置してある避雷設備を記入すること。
- コ 「配管」及び「消火設備」の欄は、前記5（1）ケ及びテの例によること。
- サ 「タンクの加熱設備」の欄は、当該タンクに設置された加熱設備の概要及び加熱媒体を記入すること。
- シ 「工事請負者住所氏名」の欄は、前記5（1）トの例によること。
- （4）屋内タンク貯蔵所構造設備明細書（危則様式第4のニ）の記入方法は次によること。
- ア 「事業の概要」の欄は、前記5（1）アの例によること。
- イ 「タンク専用室の構造」の欄は、次によること。
- （ア）「壁」の欄は、当該屋内タンク貯蔵所が独立棟に設置されている場合は前記5（1）エ（エ）及び（オ）、また当該屋内タンク貯蔵所が建築物の一部に設置されている場合は、前記5（1）オ（エ）及び（オ）の例によること。
- （イ）「床」の欄は、当該屋内タンク貯蔵所が独立棟に設置されている場合は前記5（1）エ（カ）、また当該屋内タンク貯蔵所が建築物の一部に設置されている場合は、前記5（1）オ（カ）の例によること。
- （ウ）「出入口」の欄は、当該屋内タンク貯蔵所が独立棟に設置されている場合は前記5（1）エ（ク）、また当該屋内タンク貯蔵所が建築物の一部に設置されている場合は、前記5（1）オ（ケ）の例によること。
- なお、敷居高さの欄は、当該屋内タンク貯蔵所に設置したしきい又は油止めの高さを記入すること。
- （エ）「屋根」の欄は、当該屋内タンク貯蔵所が独立棟に設置されている場合は前記5（1）エ（カ）、また当該屋内タンク貯蔵所が建築物の一部に設置されている場合は、前記5（1）オ（キ）の例によること。
- （オ）「その他」の欄は、当該屋内タンク貯蔵所の建築面積及び括弧書きで当該屋内タンク貯蔵所に設置した敷居又は油止めの構造及び容量を記入すること。
- ウ 「建築物の一部にタンク専用室を設ける場合の建築物の構造」の欄は、前記5（1）カの例によること。
- エ 「タンクの構造、設備」の欄は、前記5（3）エの例によること。

- オ 「注入口の位置」、「注入口付近の設置電極」、「ポンプ設備の概要」の欄は、それぞれ前記5（3）オ、カ、クの例によること。
- カ 「採光、照明設備」及び「換気、排出の設備」の欄は、前記5（2）オ、カ及び前記5（1）ソの例によること。
- キ 「配管」、「消火設備」、「警報設備」、「工事請負者住所氏名」の欄は、それぞれ前記5（1）ケ、テ、ツ、トの例によること。
- (5) 地下タンク貯蔵所構造設備明細書（危則様式第4のホ）の記入方法は次によること。
- ア 「事業の概要」の欄は、前記5（1）アの例によること。
- イ 「タンクの設置方法」の欄は、該当するものに○を付けること、この場合「漏れ防止」とは、危規則第24条の2の5で定める措置を講じたものをいう。
- ウ 「タンクの種類」の欄は、該当するものを記入すること。
- エ 「タンクの構造、設備」の欄は、「可燃性蒸気回収装置」の欄を除き前記5（3）エの例によるほか、次によること。
- (ア) 「外面の保護」の欄は危則第23条の2に定めるものをいう。
- (イ) 「危険物の漏れ検知設備又は漏れ防止構造の概要」の漏れ検知設備は、危令第13条第1項第13号及び危則第24条の2の2中の設備の中で該当するものの種類等を記入すること。
- (ウ) 「可燃性蒸気回収装置」の欄は、当該地下タンク貯蔵所に可燃性蒸気回収装置がある場合は、有に○を付け、括弧内にその設備の概要を記入すること。
- オ 「タンク室又はタンク室以外の基礎、固定方法の概要」の欄は、次によること。
- (ア) タンク室の場合は、タンク室のふた、壁、底の構造、内部仕上げ方法等を記入すること。
- (イ) 前記エ（イ）の「漏れ防止」の場合は当該構造の概要を記入すること。
- カ 「注入口の位置」、「注入口付近の接地電極」、「ポンプ設備の概要」の欄は、それぞれ前記5（3）オ、カ、クの例によるほか、ポンプ設備を地下タンク内に設置するものは、その旨を記入すること。
- キ 「配管」、「電気設備」、「消火設備」、「工事請負者住所氏名」の欄は、それぞれ前記5（1）ケ、セ、テ、トの例によること。
- (6) 簡易タンク貯蔵所構造設備明細書（危則様式第4のへ）の記入方法は次によること。
- ア 「事業の概要」の欄は、前記5（1）アの例によること。
- イ 「専用室の構造」の欄は、当該簡易タンク貯蔵所を建築物内に設置する場合であり、記入方法は、次によること。
- (ア) 「壁」、「床」、「屋根」の欄は、それぞれ前記5（1）エ（エ）、（オ）、（カ）の例によること。
- (イ) 「出入口」の欄は、前記5（1）エ（ク）のほか、当該建築物に設置した敷居の高さを括弧書きで記入すること。
- (ウ) 「その他」の欄は、当該建築物の建築面積を記入すること。
- ウ 「タンクの構造、設備」の欄は、次によること。
- (ア) 「形状」、「寸法」、「容量」、「材質、板厚」の欄は、それぞれ前記5（3）エの例によること。
- (イ) 「通気管」の欄は、当該簡易タンク貯蔵所の通気管の構造等を記入

すること。

(ウ)「給油、注油設備」の欄は、当該簡易タンク貯蔵所に設置する給油又は注油設備の概要及び動力源について記入すること。

エ 「タンクの固定方法」の欄は、当該簡易タンク貯蔵所の固定方法の概要を記入すること。

オ 「採光、照明設備」の欄は、前記5(2)オの例によること。

カ 「換気、排気の設備」、「消火設備」、「工事請負者住所氏名」の欄は、それぞれ前記5(1)ソ、テ、トの例によること。

(7) 移動タンク貯蔵所構造設備明細書(危則様式第4のト)の記入方法は次によること。

ア 「車名及び型式」の欄は、当該タンクを固定又は積載する車両の名称及び当該車両の車検証に記載された型式を記入すること。

イ 「製造事業所名」の欄は、車両にタンクのぎ装を行った事業所の名称を記入すること。

ウ 「危険物」の欄は、当該移動タンク貯蔵所に積載する危険物をすべて記入すること。

エ 「タンク諸元」、「防波板」、「タンクの最大常用圧力」、「安全装置」、「側面枠」、「防護枠」の欄は、それぞれ該当する項目に必要な事項記入すること。ただし、「材質記号」の欄は、JIS記号を記入すること。

オ 「閉鎖装置」、「吐出口の位置」、「レバーの位置」、「接地導線」の欄は、それぞれ該当する項目に○を付すること。

なお、レバーとは、緊急停止レバーを指すものであること。また、接地導線の欄は、かっこ内にその長さを記入すること。

カ 「緊結装置」の欄は、積載式移動タンク貯蔵所又は国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所(箱枠のある移動タンク貯蔵所)のみ該当する項目を記入すること。ただし、「材質記号」の欄は、JIS記号を記入すること。

キ 「消火器」の欄は、当該移動タンク貯蔵所に設置した消火器の種類、本数について記入すること。

ク 「可燃性蒸気回収設備」の欄は、該当する項目に○を付けること。

ケ 「備考」の欄は、特殊な移動タンク貯蔵所について、その概要を記入すること。

(8) 屋外貯蔵所構造設備明細書(危則様式4のチ)の記入方法は次によること。

ア 「事業の概要」の欄は、前記5(1)アの例によること。

イ 「区画内面積」の欄は、当該屋外貯蔵所の面積を記入すること。

ウ 「さく等の構造」の欄は、さくの材質及び構造の概要を記入すること。

エ 「地盤面の状況」の欄は、地盤面の構造を記入すること。

オ 「架台の構造」の欄は、前記5(2)エの例によること。

カ 「消火設備」、「工事請負者住所氏名」の欄は、前記5(1)テ、トの例によること。

(9) 給油取扱所構造設備明細書(危則様式4のリ)の記入方法は次によること。

ア 「事業の概要」の欄は、前記5(1)アの例によること。

イ 「敷地面積」の欄は、給油取扱所として規制される部分の敷地面積を記入すること。

ウ 「給油空地」の欄は、次によること。

(ア) 間口の部分は、当該給油空地の一辺のうちに実際に自動車等が出入りできる長さを記入すること。

- (イ) 奥行とは、当該給油空地の間口を長辺とした長方形の短辺の長さを記入すること。
- エ 「注油空地」の欄は、有無に○を付けるとともに、有の場合は、()内の該当する項目に○を付けること。
- オ 「空地の舗装」の欄は、コンクリート以外の場合には、その他に○を付け、仕様を記入すること。
- カ 「建築物の給油取扱所の用に供する部分の構造」の欄は、次によること。
(ア) 「階数」、「柱」、「床」、「はり」、「屋根」、「窓」、「出入口」の欄は、それぞれ前記5(1)エによること。
(イ) 「建築面積」の欄は、当該給油取扱所の建築確認における建築面積を記入すること。
(ウ) 「水平投影面積」の欄は、建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積を記入すること。
(エ) 「壁」の欄は、外壁又は給油取扱所以外の用途との区画の構造を記入すること。
- キ 「建築物の一部に給油取扱所を設ける場合の建築物の構造」の欄は、給油取扱所を含めた建築物全体の構造を記入するものとし、次によること。
(ア) 「階数」、「延べ面積」、「建築面積」、「柱」、「床」、「はり」の欄は、前記5(1)エの例によること。
(イ) 「壁」の部分は、当該建築物の外壁の構造を記入すること。
- ク 「上階の有無(給油取扱所以外)」の欄は、給油取扱所の上階に給油取扱所以外の用途がある場合には、有に○をつけること。
また、当該給油取扱所に上階がある場合、延焼防止の屋根又はひさしの有無及び屋根又はひさし外縁部から上階の外壁までの最短距離を記入すること。
- ケ 「建築物の用途別面積」の欄は、給油取扱所の用に供する部分の建築物の用途別面積とし、次によること。
(ア) 第1号「給油又は灯油若しくは軽油の詰め替えのための作業場」の欄は、「給油又は灯油若しくは軽油の詰め替えのための作業場」のうち床又は壁で区画された1階部分の床面積(ポンプ室、油庫、コンプレッサー室等)を記入すること。
なお、ポンプ室、油庫及び給油又は灯油若しくは軽油の詰め替えのための作業場と一体の建築物内に設けられた自動車等の点検・整備を行う作業場(壁等で区画されていないもの)は、給油又は灯油若しくは軽油の詰め替えのための作業場に含まれるものであること。
(イ) 第1号の2「給油取扱所の業務を行うための事務所」の欄は、「給油取扱所の業務を行うための事務所」のうち床又は壁で区画された部分の床面積(原則として従業員のみが立ち入る事務所、更衣室、階段室、風呂場、シャワー室、便所等)を記入すること。
(ウ) 第2号「給油取扱所に出入りする者を対象とした店舗、飲食店又は展示場」の欄は、通常給油取扱所に出入りする客等が、立ち入る販売室、店舗、飲食店、展示場、階段室、便所等の部分の面積を記入すること。
(エ) 第3号「自動車等の点検・整備を行う作業場(壁等により区画された部分限る。)」の欄は、リフト室、雑品庫等の面積を記入すること。
(オ) 第4号「自動車等の洗浄を行う作業場(壁等により区画された部分限る。)」の欄は、自動車等の洗浄作業を行う部分面積を記入すること。

- (カ) 第5号の欄は、給油取扱所の所有者、管理者、若しくは占有者が居住する住居又はこれらの者に係る他の給油取扱所の業務（本社機能の事務所等）を行うための事務所の面積を記入する。
- (キ) 「計」の欄は、「1階」にあつては、第1号から第5号までの面積の合計を、「2階以上を含む」の欄にあつては、床または壁で区画された部分のうち、係員のみが出入りする部分を除いた第1号の2から第3号までの面積の合計を記入すること。
- コ 「周囲の塀又は壁」の欄は、防火塀又は上階がある場合の防火塀代替の壁の構造、高さ及びはめごろし戸の有無を記入するとともに、はめごろし戸がある場合は、仕様を記入すること。
- サ 「固定給油設備等」の欄は、次によること。
- (ア) 「型式」の欄は、設置する固定給油設備及び固定注油設備（以下「固定給油設備等」という。）の製造会社における型式機種名を記入すること。
- なお、KHKの型式試験確認を受けたもの（以下「確認済機種」という。）にあつては、確認番号（例：TA-01-002）を書き添えること。
- (イ) 「数」の欄は、設置する固定給油設備等の型式機種ごとにその設置数を記入すること。
- (ウ) 「道路境界からの間隔」及び「敷地境界からの間隔」の欄は、固定給油設備等のうち、給油ホースの根元から道路境界及び敷地境界までの距離が一番近いものの距離をそれぞれ記入すること。
- シ 「固定給油設備以外の給油設備」の欄は、当該給油取扱所に設置した固定給油設備以外の給油設備の種類を記入すること。
- ス 「附随設備の概要」の欄は、危則第25条の5で規定する附随設備の種類、設置基数等を記入すること。
- セ 「電気設備」、「消火設備」、「警報設備」の欄は、それぞれ前記5（1）セ、テ、ツの例によること。
- ソ 「避難設備」の欄は、当該給油取扱所に設置した避難設備の種類及びその概要を記入すること。
- タ 「事務所等その他火気使用設備」の欄は、給油取扱所の用に供する部分の販売室、事務所、その他の部分において使用する火気使用設備の種類、及び使用場所並びにボイラー等の機種、及び設置場所を記入すること。
- チ 「滞留防止措置」の欄は、地盤面に傾斜を設ける措置以外の場合は、その他の（ ）内に仕様を記入すること。
- ツ 「流出防止措置」の欄は、廃水溝、油分離装置を設ける以外の場合は、その他の（ ）内に仕様を記入すること。
- テ 「タンク設備」の欄は、次によること。
- (ア) 「専用タンク」、「廃油タンク等」の欄は、それぞれの区分に応じた設置基数及び括弧書きでそのタンク形状を記入すること。
- 例 30KL×1基、20KL×1基、
20KL中仕切（10：10）×1基
- (イ) 「可燃性蒸気回収設備」の欄は、該当する区分に○を付けるとともに、設置するタンクの油種を記入すること。
- (ウ) 「簡易タンク」の欄は、設置基数及び括弧書きで当該簡易タンクの製造会社における機種型式を記入すること。
- ト 「工事請負者住所氏名」の欄は、前記5（1）トの例によること。
- (10) 第1種販売取扱所・第2種販売取扱所構造設備明細書（危則様式4のヌ）

の記入方法は次によること。

ア 「事業の概要」の欄は、前記5（1）アの例によること。

イ 「建築物の構造」の欄は、当該販売取扱所が設置されている建築物全体の構造を記入するものとし、次によること。

（ア）「階数」、「建築面積」、「延べ面積」の欄は、それぞれ前記5（1）エ（ア）、（イ）、（ウ）の例によること。

（イ）「構造概要」の欄は、当該建築物の主要構造部の概要を記入すること。

ウ 「店舗部分の構造」の欄は、当該販売取扱所部分の構造を記入するものとし、次によること。

（ア）「面積」の欄は、当該販売取扱所の床面積を記入すること。

（イ）「壁」、「床」、「柱」、「屋根又は、上階の床」の欄は、それぞれ前記5（1）オ（カ）、（キ）、（ク）、（ケ）の例によること。

（ウ）「天井」の欄は、当該販売取扱所の天井の構造及び材質を記入すること。

（エ）「はり」、「窓」、「出入口」の欄は、それぞれ前記5（1）オ（カ）、（ク）、（ケ）の例によること。

エ 「配合室」の欄は、当該販売取扱所において色調等を調整する等で危険物を取り扱う場所がある場合に記入するものとし、次によること。

（ア）「面積」の欄は、当該部屋の床面積を記入すること。

（イ）「排出の設備」の欄は、前記4（1）ソの例によること。

オ 「電気設備」、「消火設備」、「工事請負者住所氏名」の欄は、それぞれ前記5（1）セ、テ、トの例によること。

（11）移送取扱所構造設備明細書（危則様式4のル）の記入方法は次によること。

ア 「事業の概要」の欄は、前記5（1）アの例によること。

イ 「配管の設備」の欄は、それぞれ該当する項目に○を付けること。

ウ 「配管の諸元」、「保安設備」の欄は、それぞれ該当する項目に必要な事項を記入すること。

なお、「材料」の欄は、JIS記号を記入すること。

エ 「ポンプ等」のうち「ポンプ」の欄は、次によること。

（ア）「種類・型式」の欄は、当該移送取扱所に設置されているすべてのポンプの種類、ポンプ製造会社の型式及び括弧書きで防爆性能を記入すること。

（イ）「全揚程」、「吐出量」の欄は、当該移送取扱所に設置されているすべてポンプについて、記入すること。

（ウ）「基数」の欄は、当該移送取扱所に設置されているポンプの基数を記入すること。

オ 「ポンプ等」のうち「ポンプ室の構造」の欄は、それぞれ前記5（1）エによること。

カ 「ポンプ等」のうち「ピグ取扱い装置」の欄は、該当する項目に○を付けること。

7 その他添付書類等

（1）添付書類若しくは図面を他の申請（他の製造所等の設置許可申請又は変更許可申請、建築確認申請等）と兼用する場合又は当該書類若しくは図面の一部が、申請に該当する場合は、当該申請に該当する部分を色鉛筆等により色別し、申請の部分を明確にすること。

(2) 図書(図面)の色別を行う場合は次によること。(◆)

ア フロー図、付近見取図、配置図、構造図、設備図について申請範囲がわかりやすいように色別すること。ただし、構造図、設備図については、図面の全部が新設又は変更する部分に該当するときは色別を省略できる。

(◆)

イ 図面ごとに色別区分が異なることがないように、色別は極力一貫性をもたせること。

ウ 色別の例

(ア) 危険物機器、危険物配管、消火設備・・・赤色

(イ) 危険物貯蔵タンクのベント系(安全弁吹き出し配管含む)・・・橙色

(ウ) 建築物(構造)、基礎架台、接地・避雷・警報設備及び非危険物設備・・・青色

(エ) 接地・避雷・電気設備・・・緑色

(オ) 高圧ガス設備・・・茶色

(カ) その他・・・適当な色

(3) 変更許可申請の添付書類等で、変更前と変更後が輻輳する場合は、変更前と変更後を別の図面を添付するとともに、変更前と変更後を色鉛筆等で色分けすること。

(4) 設置又は変更許可申請において、後工程となる機器・設備等の仕様が定まらない場合は、設計における仕様を機器一覧表等で示し、構造図等は暫定的なものを添付すること。許可後工事が進行した段階で仕様が確定した場合は、その都度図面を差し替えることとする。その際、許可申請時と仕様が明らかに異なる場合は、8(2)及び(3)によること。

8 設置及び変更等の申請に係る事務処理手続き

製造所等の設置又は変更の許可及び完成検査の申請に係る事務処理手続きは、次のとおりとすること。(S39.3.2自消丙予発第15号通知)

(1) 製造所等の設置又は変更許可申請後であって、当該申請に係る許可前に、申請内容を変更する場合は、申請内容の訂正として取扱い、許可手数料を重ねて徴収することはない。

ただし、申請の変更により、申請に係る危険物の貯蔵又は取扱最大数量に変更を生じ、許可手数料に変動をおよぼすものにあつては、「同章第2節第12 手数料」に定めるところにより徴収すること。

(2) 製造所等の設置の許可後であって、当該製造所等の位置、構造及び設備に対する完成検査前に、当該許可に係る位置、構造及び設備を変更する場合は、変更許可を要するものとして取扱い、その手数料については、変更後の製造所等の危険物の数量を基準として、「同章第2節第12 手数料」に定めるところにより処理すること。

(3) 製造所等の設置の許可後であって、当該申請に係る完成検査を受けるまでの間に、当該製造所等の位置、構造及び設備の変更許可申請を行い、当該変更について許可を受けた後更に、その製造所等の位置、構造及び設備を変更する場合は、(2) 同様の変更許可として取り扱うこと。

(4) 製造所等の変更の許可後についても、(1) から(3) を準用する。

(5) 上記(1) から(4) の当該許可に係る位置、構造及び設備を変更する場合は、「同章第3節第4 軽微な変更工事」に係る変更以外の変更工事とし、軽微な変更工事に該当する変更は図面の差し替えとする。(◆)

第3 基準の特例

- 1 設置又は変更許可申請に併せて申請すること。
- 2 危令第23条に規定する基準の特例は、製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準に関してのみ適用されるものであること。
- 3 特例申請に係る留意事項。(◆)
 - (1) 火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、火災等の災害による被害を最小限に止めることができるときは、そのことを証する資料等を添付すること。
 - (2) 特殊な構造又は設備を用いるときは、技術上の基準と同等以上の効力があることを証する資料等を添付すること。

第4 軽微な変更工事

(H9.3.26消防危第36号通知、H9.10.22消防危第104号質疑、H13.4.9消防危第50号通知、H14.3.29消防危第49号通知)

1 用語

- (1) 「軽微な変更工事」とは、法第11条第1項本文後段の規定による変更許可を要しない変更工事をいう。
- (2) 「設備等」とは、製造所等を構成する建築物その他の工作物又は機械器具その他の設備をいう。
- (3) 「対象設備」とは、設備等のうち、危険物を貯蔵し、若しくは取扱う部分を行い、法第10条第4項に規定する製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準の適用を受ける設備等をいう。
- (4) 「非対象設備」とは、設備等のうち、対象設備以外の設備等をいう。
- (5) 「新設」とは、設備等の全部又は一部を新たに施設内に搬入し、又は別の設備等に組み込むことをいう。
- (6) 「撤去」とは、設備等の全部又は一部を施設外に搬出し、又は設備等から取り外すことをいう。
- (7) 「取替え」とは、設備等の配置及び機能を変更することなく、設備等を既設のものと同等の種類、機能、性能等のものに交換し、又は造り直すことをいい、「改造」に該当するものを除く。

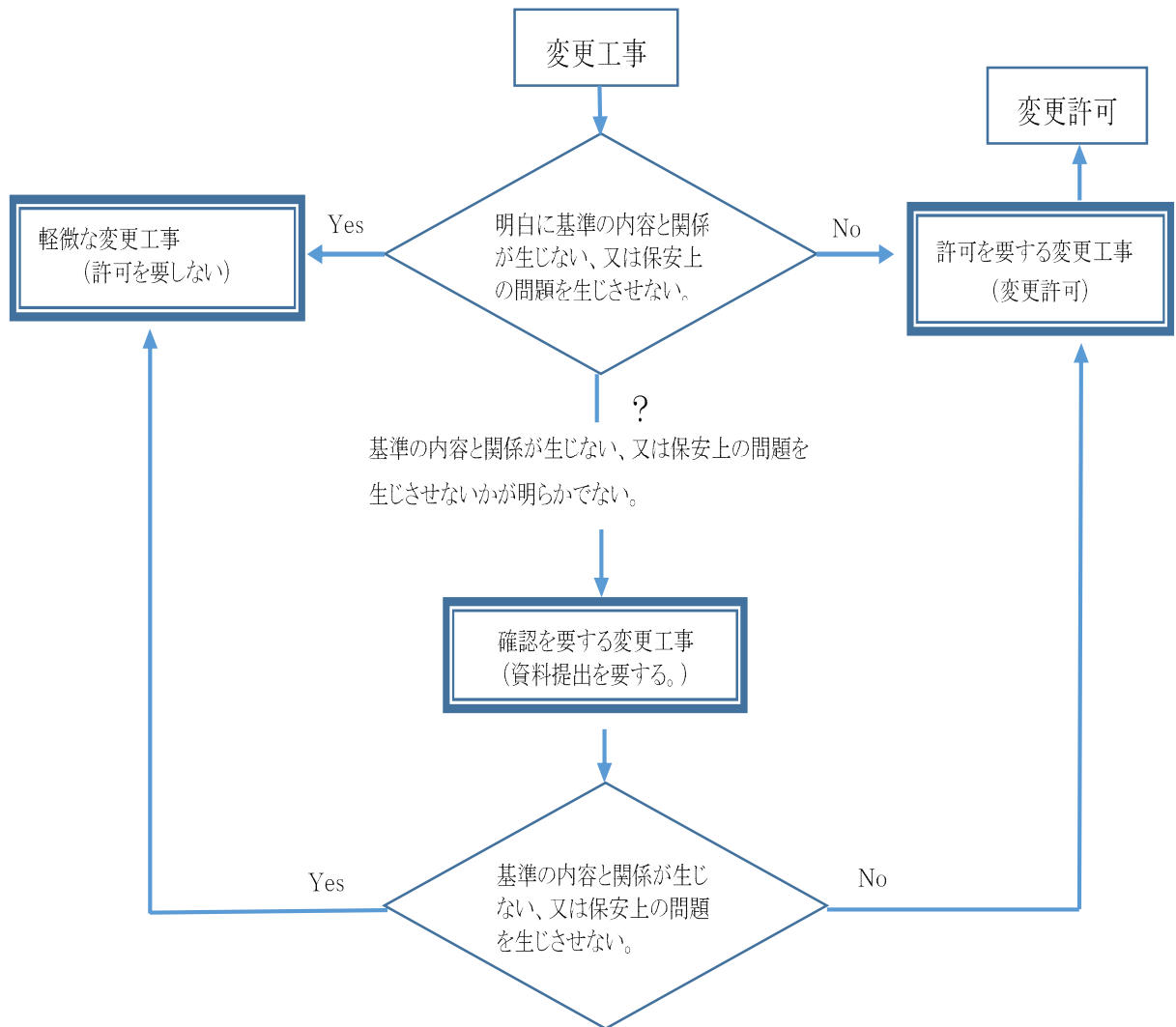
この場合における同等のものとは、大きさ又は能力等がおおむね1割程度の変更にとどまるものをいう。(8)において同じ) (◆)

- (8) 「補修」とは、設備等の配置又は主要な構造部を変更することなく、損傷箇所等設備等の一部を修復し、現状に復することをいう。
- (9) 「移設」とは、同一の製造所等において、設備等の設置位置を変えることをいう。異なる製造所等からの設備等の設置位置を変える場合は「増設」となる。
- (10) 「増設」とは、製造所等において、新たに設備等を設置することをいう。
- (11) 「改造」とは、設備等を既設のものから交換し、又は造り直し等を行い、設備等の機能、性能等を変えることをいう。
- (12) 「危険場所」とは、可燃性蒸気又は可燃性微粉の滞留するおそれのある場所をいう。

2 軽微な変更工事

- (1) 軽微な変更工事は、別表に掲げる変更の届出を要する工事と変更の届出を要しない工事とする。
- (2) 別表に掲げる変更工事以外の工事で、変更の程度がこれらの例と類似又は同程度であるか、基準の内容と関係が生じない、又は保安上の問題を生じないと認められるものについては、軽微な変更工事とする。

「製造所等において行なわれる変更工事に係る判断のフロー」



3 届出の対象

- (1) 対象設備は、別表に掲げる変更の届出を要する工事とする。
- (2) 非対象設備は、非対象設備本体の新設、移設又は撤去の工事とする。
ただし、非対象設備の新設、移設又は撤去等により製造所等の位置、構造並びに避雷設備、消火設備及び警報設備の基準に変更を生じるものについては、変更許可申請を要する。

4 届出等の手続き

- (1) 変更の届出を要する工事をする場合は、市規則第16条第4号に規定する危険物製造所等軽微な変更届出書（市規則様式第29号）に変更の内容、設備等（機器リスト、フロー図、配置図等）、目的、工法及び養生の概要を示す資料を添付するものとする。
この場合において、当該工事に伴い溶接、溶断等火花を発する器具を使用する工事であるときは、当該危険物製造所等軽微な変更届出書に工事計画書、工事仕様書を添付し、安全対策上の措置を明示することにより、市規則第16条第5号に規定する火気使用工事届出書（市規則様式第29号の2）の届出を要しない。
- (2) 変更の届出を要する工事をしようとするものは、あらかじめ、その旨を届け出なければならない。

- (3) 同一施設で変更の届出を要する工事と変更の許可を要する工事を同時に行う場合には、当該変更許可申請に変更の届出を要する工事に係る部分を含め、ても差し支えない。

5 検査

- (1) 変更の届出を要する工事を変更許可申請に含めた場合は、当該変更の届出を要する工事に該当する部分については、変更許可に係る完成検査は要しない。
- (2) 軽微な変更工事に係る検査については、自主検査とし、施工管理等について次の事項を確認及び履歴を保存すること。(◆)
 - ア 「中間検査」に該当する項目
 - イ 変更工事の完了
- (3) 上記によるものの他、特定屋外貯蔵タンクに係る変更の届出を要する溶接部工事の品質確保（H9.3.26消防危第36号）については、自主検査時に次の事項を確認及び記録を保存し、その資料を提出すること。(◆)
 - ア 溶接作業者の資格
 - (ア) ボイラー及び圧力容器安全規則に基づく特別ボイラー溶接士免許証の交付を受けている者
 - (イ) 日本溶接協会が認定する1級若しくは2級溶接技術者又は溶接作業指導者の資格認定証の交付を受けている者
 - (ウ) 石油学会が認定する作業範囲に応じた種別（A～C、E～H種）の1級の技量証明書の交付を受けている者
 - イ 溶接施工場所、施工方法及び作業者名
 - ウ 溶接部試験（磁粉探傷試験及び浸透探傷試験結果書等）